

呉市・音戸町合併協議会
呉市・倉橋町合併協議会
呉市・蒲刈町合併協議会
呉市・安浦町合併協議会
呉市・豊浜町合併協議会
呉市・豊町合併協議会

第 2 回 合 同 会 議

日時：平成15年10月23日(木) 13時30分
場所：シティープラザカンコー4階 瑞雲の間

- 次 第 -

1 挨拶 呉市長 小笠原 臣 也

2 開 会

3 会議録署名委員の指名

4 協議事項

基本的な項目に関する協議事項

協議第3号 合併の方式

協議第4号 合併の時期

協議第5号 財産及び公の施設の取扱い

協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い

協議第7号 農業委員会の取扱い

協議第8号 地方税の取扱い

協議第9号 一般職の職員の身分の取扱い

協議第10号 特別職の身分の取扱い

協議第11号 行政組織機構の取扱い

協議第12号 一部事務組合等の取扱い

協議第13号 使用料・手数料等の取扱い

協議第14号 公共的団体等の取扱い

協議第15号 各種団体への補助金・交付金等の取扱い

協議第16号 町字名の取扱い

協議第17号 慣行の取扱い

市町村建設計画の作成に関する協議事項

協議第18号 新市建設計画

5 その他

6 挨拶 呉市議会議長 中 田 清 和

7 閉 会

第2回合併協議会合同会議出席者

(呉市)

会長 呉市長 小笠原 臣也
委員 呉市助役 川崎 初太郎
委員 呉市助役 赤松 俊彦
委員 呉市議会議長 中田 清和
委員 呉市議会副議長 下西 幸雄
委員 呉市議会広域行政対策特別委員会委員長 岩原 棕
委員 呉市議会広域行政対策特別委員会副委員長 石崎 元成
委員 呉商工会議所専務理事 岩城 公順
委員 呉市自治会連合会会長 梅河内 秀登
委員 呉市女性連合会会長 喜田 晃江

(音戸町)

副会長 音戸町長 川岡 孝美
委員 音戸町助役 下垣内 清
委員 音戸町議会議長 岡本 義明
委員 音戸町議会副議長 新谷 勝利
委員 音戸町議会市町村合併問題特別委員会委員長 幸城 和俊
委員 音戸町議会市町村合併問題特別委員会副委員長 原田 公明
委員 音戸町商工会会長 室澤 喜洋
委員 音戸町区長会会長 坪井 秀則
委員 音戸町女性連合会会長 武田 安代

(倉橋町)

副会長 倉橋町長 石橋 杉嘉
委員 倉橋町助役 中田 正志
委員 倉橋町議会議長 里 武
委員 倉橋町議会副議長 宮西 正司
委員 倉橋町議会市町村合併問題特別委員会委員長 上瀬 雅晴
委員 倉橋町議会市町村合併問題特別委員会副委員長 吉本 圭介
委員 倉橋町区長会会長 原 明
委員 倉橋町区長会副会長 黒野 國良
委員 倉橋町監査委員 宮浦 宣政

(蒲刈町)

副会長 蒲刈町長 柴崎 龍雄
委員 蒲刈町助役 村松 弘康
委員 蒲刈町議会議長 山木 巧
委員 蒲刈町議会副議長 岡本 智恵子
委員 蒲刈町議会地方分権推進特別委員会委員長 大久保 正孝
委員 蒲刈町議会地方分権推進特別委員会副委員長 馬場 照雄
委員 蒲刈町区長会会長 木村 正雄
委員 蒲刈町商工会会長 兼田 定夫
委員 蒲刈町女性連合会副会長 高岡 忍

(安浦町)

副会長 安浦町長 沖田 範彦
委員 安浦町助役 坂井 紀明
委員 安浦町議会議長 森本 茂樹
委員 安浦町議会副議長 渡邊 隆司
委員 安浦町議会合併問題調査特別委員会委員 榎木 和一
委員 安浦町議会合併問題調査特別委員会委員 林田 浩秋
委員 安浦町自治会連合会会長 藤登 哲郎
委員 安浦町女性連合会副会長 岸本 美代子
委員 安浦町商工会会長 堀尾 忠男

(豊浜町)

副会長 豊浜町長 狹間 襄治
委員 豊浜町助役 隠地 忠爾
委員 豊浜町議会議長 土佐 武
委員 豊浜町議会副議長 伊藤 圭一
委員 豊浜町議会合併問題調査特別委員会委員長 西永 英典
委員 豊浜町議会合併問題調査特別委員会副委員長 大川 一也
委員 豊浜町自治会小野浦区長 西野 國定
委員 豊浜町自治会山崎区長 坂 孝好
委員 豊浜町自治会立花区長 大奈良 靖

(豊 町)

副会長 豊町長 長本 憲
委員 豊町助役 大町 武之
委員 豊町議会議長 大道 洋三
委員 豊町議会副議長 本末 満
委員 豊町議会総務常任委員会委員長 廿日出 真二
委員 豊町議会産業建設常任委員会委員長 長浜 要悟
委員 豊町連合町内会会長 琢明 知之
委員 豊町商工会会長 村尾 征之
委員 豊町女性会会長 築山 トヨコ

(広島県)

顧問 広島県呉地域事務所長 三上 忠彦

第 2 回 合 併 協 議 会

協 議 事 項

基本的な項目に関する協議事項

協議第 3 号	合併の方式	・・・	P 1
協議第 4 号	合併の時期	・・・	P 3
協議第 5 号	財産及び公の施設の取扱い	・・・	P 4
協議第 6 号	議会の議員の定数及び任期の取扱い	・・・	P 5
協議第 7 号	農業委員会の取扱い	・・・	P 6
協議第 8 号	地方税の取扱い	・・・	P 8
協議第 9 号	一般職の職員の身分の取扱い	・・・	P 9
協議第 10 号	特別職の身分の取扱い	・・・	P 10
協議第 11 号	行政組織機構の取扱い	・・・	P 11
協議第 12 号	一部事務組合等の取扱い	・・・	P 12
協議第 13 号	使用料・手数料等の取扱い	・・・	P 14
協議第 14 号	公共的団体等の取扱い	・・・	P 15
協議第 15 号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い	・・・	P 16
協議第 16 号	町字名の取扱い	・・・	P 17
協議第 17 号	慣行の取扱い	・・・	P 18

市町村建設計画の作成に関する協議事項

協議第 18 号	新市建設計画		
	呉市・音戸町合併建設計画（素案）の概要	・・・	P 19
	呉市・倉橋町合併建設計画（素案）の概要	・・・	P 23
	呉市・蒲刈町合併建設計画（素案）の概要	・・・	P 27
	呉市・安浦町合併建設計画（素案）の概要	・・・	P 31
	呉市・豊浜町合併建設計画（素案）の概要	・・・	P 35
	呉市・豊 町合併建設計画（素案）の概要	・・・	P 39

（参考資料）

資料 1	任意協議会と法定協議会について	・・・	P 43
資料 2	「市町村の合併の特例に関する法律 （合併特例法）」（昭和 40 年法律第 6 号）の概要	・・・	P 44
資料 3	合併形態による相違点	・・・	P 49
資料 4	市町村合併の手続きの概要	・・・	P 50
資料 5	市町行政機構図	・・・	P 51
資料 6	合併に伴う支所等の現地組織の概要（案）	・・・	P 59
資料 7	各市町の主な公共的団体等	・・・	P 60

基本的な項目に関する協議事項

協議第3号

1 合併の方式

内	容																																																		
	<p>編入合併又は新設合併。</p> <p>合併の形態により，市の名称・特別職・議会議員・農業委員会委員・条例規則等の取扱いが違ってくる。</p> <p>地方自治法第7条の市町村の廃置分合及び境界変更に係る所定の手続きが必要である。</p>																																																		
調整方針（合併協定案）																																																			
	<p>町を廃し，その区域を呉市に編入する編入合併とする。</p>																																																		
市・町の現状及び参考資料																																																			
<p>・人口，世帯及び面積</p>																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 1 2 国調人口</th> <th>H 1 5 . 4 月末 住基人口</th> <th>H 1 5 . 4 月末 住基世帯数</th> <th>面 積 (H14.10.1時点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呉 市</td> <td>205,382人</td> <td>204,874人</td> <td>89,317世帯</td> <td>155.08 k m²</td> </tr> <tr> <td>川 尻 町</td> <td>10,380人</td> <td>10,260人</td> <td>3,807世帯</td> <td>16.85 k m²</td> </tr> <tr> <td>音 戸 町</td> <td>15,084人</td> <td>15,053人</td> <td>6,153世帯</td> <td>18.73 k m²</td> </tr> <tr> <td>倉 橋 町</td> <td>7,593人</td> <td>7,761人</td> <td>3,324世帯</td> <td>54.44 k m²</td> </tr> <tr> <td>蒲 刈 町</td> <td>2,741人</td> <td>2,692人</td> <td>1,215世帯</td> <td>18.89 k m²</td> </tr> <tr> <td>安 浦 町</td> <td>12,913人</td> <td>12,966人</td> <td>4,859世帯</td> <td>63.53 k m²</td> </tr> <tr> <td>豊 浜 町</td> <td>2,175人</td> <td>2,178人</td> <td>1,069世帯</td> <td>11.65 k m²</td> </tr> <tr> <td>豊 町</td> <td>2,956人</td> <td>2,932人</td> <td>1,349世帯</td> <td>14.08 k m²</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>259,224人</td> <td>258,716人</td> <td>111,093世帯</td> <td>353.25 k m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>呉市のH 1 2 国調人口及び面積には旧下蒲刈町分を含む 人口：呉市 2 0 3 , 1 5 9 人 + 旧下蒲刈町 2 , 2 2 3 人 面積：呉市 1 4 6 . 3 7 k m² + 旧下蒲刈町 8 . 7 1 k m²</p>		H 1 2 国調人口	H 1 5 . 4 月末 住基人口	H 1 5 . 4 月末 住基世帯数	面 積 (H14.10.1時点)	呉 市	205,382人	204,874人	89,317世帯	155.08 k m ²	川 尻 町	10,380人	10,260人	3,807世帯	16.85 k m ²	音 戸 町	15,084人	15,053人	6,153世帯	18.73 k m ²	倉 橋 町	7,593人	7,761人	3,324世帯	54.44 k m ²	蒲 刈 町	2,741人	2,692人	1,215世帯	18.89 k m ²	安 浦 町	12,913人	12,966人	4,859世帯	63.53 k m ²	豊 浜 町	2,175人	2,178人	1,069世帯	11.65 k m ²	豊 町	2,956人	2,932人	1,349世帯	14.08 k m ²	合 計	259,224人	258,716人	111,093世帯	353.25 k m ²
	H 1 2 国調人口	H 1 5 . 4 月末 住基人口	H 1 5 . 4 月末 住基世帯数	面 積 (H14.10.1時点)																																															
呉 市	205,382人	204,874人	89,317世帯	155.08 k m ²																																															
川 尻 町	10,380人	10,260人	3,807世帯	16.85 k m ²																																															
音 戸 町	15,084人	15,053人	6,153世帯	18.73 k m ²																																															
倉 橋 町	7,593人	7,761人	3,324世帯	54.44 k m ²																																															
蒲 刈 町	2,741人	2,692人	1,215世帯	18.89 k m ²																																															
安 浦 町	12,913人	12,966人	4,859世帯	63.53 k m ²																																															
豊 浜 町	2,175人	2,178人	1,069世帯	11.65 k m ²																																															
豊 町	2,956人	2,932人	1,349世帯	14.08 k m ²																																															
合 計	259,224人	258,716人	111,093世帯	353.25 k m ²																																															
<p>・歴 史</p>																																																			
呉 市	<p>明治 3 5 (1 9 0 2) 年 和庄町・莊山田村・宮原村・二川町の4町村が合併し，市制施行</p> <p>昭和 3 (1 9 2 8) 年 吉浦町・阿賀町・警固屋町を編入</p> <p>昭和 1 6 (1 9 4 1) 年 広村・仁方町を編入</p> <p>昭和 3 1 (1 9 5 6) 年 天応町・昭和村・郷原村を編入</p> <p>平成 1 4 (2 0 0 2) 年 市制施行 1 0 0 周年</p> <p>平成 1 5 (2 0 0 3) 年 下蒲刈町を編入</p>																																																		
音戸町	<p>明治 2 2 (1 8 8 9) 年 町村制の施行により，瀬戸島村及び渡子島村となる</p> <p>明治 3 9 (1 9 0 6) 年 瀬戸島村に町制を施行し，音戸町と改称</p> <p>昭和 7 (1 9 3 2) 年 旧音戸町と渡子島村が合併し，現音戸町となる</p> <p>昭和 3 6 (1 9 6 1) 年 音戸大橋開通</p> <p>平成 1 4 (2 0 0 2) 年 町制施行 7 0 周年</p>																																																		

倉橋町	<p>明治 2 2 (1889) 年 町村制の施行により，倉橋島村となる</p> <p>昭和 2 7 (1952) 年 倉橋島村に町制を施行し，倉橋町と改称</p> <p>昭和 3 6 (1961) 年 音戸大橋開通</p> <p>昭和 5 0 (1975) 年 鹿島大橋開通</p> <p>平成 1 4 (2002) 年 町制施行 5 0 周年</p>
蒲刈町	<p>明治 2 2 (1889) 年 町村制の施行により，蒲刈島村となる</p> <p>明治 2 4 (1891) 年 上蒲刈島村と下蒲刈島村に分離し，それぞれ村制を施行</p> <p>昭和 2 2 (1947) 年 下蒲刈島村から向浦地区が分離し，向村となる</p> <p>昭和 3 1 (1956) 年 町村合併促進法により上蒲刈島村と向村が合併し現在の蒲刈町となる</p> <p>昭和 5 4 (1979) 年 蒲刈大橋開通</p> <p>平成 8 (1996) 年 役場現在地に新庁舎完成</p> <p>” 町制施行 4 0 周年</p> <p>平成 1 2 (2000) 年 安芸灘大橋開通</p> <p>平成 1 5 (2003) 年 役場庁舎，県民の浜のISO14001認証取得</p>
安浦町	<p>明治 2 2 (1889) 年 町村制の施行により，内海村・三津口村・野路村・中切村・内海跡村の 5 村を設置</p> <p>明治 2 9 (1896) 年 内海村に町制を施行し，内海町と改称</p> <p>大正 1 1 (1922) 年 三津口村に町制を施行し，三津口町と改称</p> <p>昭和 4 (1929) 年 内海跡村が安登村と改称</p> <p>昭和 1 9 (1944) 年 内海町・三津口町・野路村が合併し町制を施行，安浦町となる</p> <p>昭和 3 1 (1956) 年 郡の再編成により賀茂郡から豊田郡になる</p> <p>昭和 3 3 (1958) 年 安登村を編入（一部川尻町）し，現安浦町となる</p> <p>平成 6 (1994) 年 町制施行 5 0 周年</p>
豊浜町	<p>明治 2 2 (1889) 年 町村制施行に伴い，豊島村・大浜村・斎島村が合併し豊浜村となる</p> <p>昭和 4 4 (1969) 年 町制を施行し，豊浜町となる</p> <p>平成 4 (1992) 年 豊浜大橋（4号橋）開通</p>
豊 町	<p>明治 2 2 (1889) 年 町村制施行に伴い，久比村と沖友村が合併し久友村となる</p> <p>昭和 3 1 (1956) 年 合併促進法により，御手洗町・大長村・久友村の 3 町村が合併し，豊町となる</p> <p>平成 4 (1992) 年 豊浜大橋（4号橋）開通</p> <p>平成 6 (1994) 年 御手洗地区が「重要伝統的建造物群保存地区」に選定される</p> <p>平成 7 (1995) 年 平羅橋（5号橋）・岡村大橋（7号橋）開通</p> <p>平成 1 0 (1998) 年 中の瀬戸大橋（6号橋）開通</p>

別紙資料 2（「市町村の合併の特例に関する法律」の概要）P 4 4

別紙資料 3（合併形態による相違点）P 4 9

協議第4号

2 合併の時期

内 容																																								
<p>合併の期日について、法定協議会において、適時期を決定する。</p> <p>合併の効力は、総務大臣の告示により発生する。</p> <p>合併の効力が発生する総務大臣の告示までには、関係市町の議会及び県議会の議決などが必要となり、かなりの期間を要する。</p> <p>また、電算システムの統合など、事務準備期間についても、住民生活に混乱を来さないよう、十分に配慮する必要がある。</p>																																								
調整方針（合併協定案）																																								
<p>【各町共通】</p> <p>合併の期日は、平成17年3月を目標とする。</p>																																								
市・町の現状及び参考資料																																								
<p>・最近の合併市町村</p> <table border="1"><tbody><tr><td>・H15. 2. 3</td><td>広島県福山市（福山市・内海町・新市町）</td></tr><tr><td>・H15. 3. 1</td><td>広島県廿日市市（廿日市市・佐伯町・吉和村）</td></tr><tr><td>・ "</td><td>山梨県南部町（南部町・富沢町）</td></tr><tr><td>・H15. 4. 1</td><td>広島県呉市（呉市・下蒲刈町）</td></tr><tr><td>・ "</td><td>広島県大崎上島町（大崎町・東野町・木江町）</td></tr><tr><td>・ "</td><td>宮城県加美町（中新田町・小野田町・宮崎町）</td></tr><tr><td>・ "</td><td>群馬県神流町（万場町・中里村）</td></tr><tr><td>・ "</td><td>山梨県南アルプス市（八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町）</td></tr><tr><td>・ "</td><td>岐阜県山県市（高富町・伊自良村・美山町）</td></tr><tr><td>・ "</td><td>静岡県静岡市（静岡市・清水市）</td></tr><tr><td>・ "</td><td>香川県東かがわ市（引田町・白鳥町・大内町）</td></tr><tr><td>・ "</td><td>愛媛県新居浜市（新居浜市・別子山村）</td></tr><tr><td>・ "</td><td>福岡県宗像市（宗像市・玄海町）</td></tr><tr><td>・ "</td><td>熊本県あさぎり町（上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村）</td></tr><tr><td>・H15. 4. 2 1</td><td>山口県周南市（徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町）</td></tr><tr><td>・H15. 5. 1</td><td>岐阜県瑞穂市（穂積町・楽南町）</td></tr><tr><td>・H15. 6. 6</td><td>千葉県野田市（野田市・関宿町）</td></tr><tr><td>・H15. 7. 7</td><td>新潟県新発田市（新発田市・豊浦町）</td></tr><tr><td>・H15. 8. 2 0</td><td>愛知県田原市（田原町・赤羽根町）</td></tr><tr><td>・H15. 9. 1</td><td>長野県千曲市（更埴市・上山田町・戸倉町）</td></tr></tbody></table>	・H15. 2. 3	広島県福山市（福山市・内海町・新市町）	・H15. 3. 1	広島県廿日市市（廿日市市・佐伯町・吉和村）	・ "	山梨県南部町（南部町・富沢町）	・H15. 4. 1	広島県呉市（呉市・下蒲刈町）	・ "	広島県大崎上島町（大崎町・東野町・木江町）	・ "	宮城県加美町（中新田町・小野田町・宮崎町）	・ "	群馬県神流町（万場町・中里村）	・ "	山梨県南アルプス市（八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町）	・ "	岐阜県山県市（高富町・伊自良村・美山町）	・ "	静岡県静岡市（静岡市・清水市）	・ "	香川県東かがわ市（引田町・白鳥町・大内町）	・ "	愛媛県新居浜市（新居浜市・別子山村）	・ "	福岡県宗像市（宗像市・玄海町）	・ "	熊本県あさぎり町（上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村）	・H15. 4. 2 1	山口県周南市（徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町）	・H15. 5. 1	岐阜県瑞穂市（穂積町・楽南町）	・H15. 6. 6	千葉県野田市（野田市・関宿町）	・H15. 7. 7	新潟県新発田市（新発田市・豊浦町）	・H15. 8. 2 0	愛知県田原市（田原町・赤羽根町）	・H15. 9. 1	長野県千曲市（更埴市・上山田町・戸倉町）
・H15. 2. 3	広島県福山市（福山市・内海町・新市町）																																							
・H15. 3. 1	広島県廿日市市（廿日市市・佐伯町・吉和村）																																							
・ "	山梨県南部町（南部町・富沢町）																																							
・H15. 4. 1	広島県呉市（呉市・下蒲刈町）																																							
・ "	広島県大崎上島町（大崎町・東野町・木江町）																																							
・ "	宮城県加美町（中新田町・小野田町・宮崎町）																																							
・ "	群馬県神流町（万場町・中里村）																																							
・ "	山梨県南アルプス市（八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町）																																							
・ "	岐阜県山県市（高富町・伊自良村・美山町）																																							
・ "	静岡県静岡市（静岡市・清水市）																																							
・ "	香川県東かがわ市（引田町・白鳥町・大内町）																																							
・ "	愛媛県新居浜市（新居浜市・別子山村）																																							
・ "	福岡県宗像市（宗像市・玄海町）																																							
・ "	熊本県あさぎり町（上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村）																																							
・H15. 4. 2 1	山口県周南市（徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町）																																							
・H15. 5. 1	岐阜県瑞穂市（穂積町・楽南町）																																							
・H15. 6. 6	千葉県野田市（野田市・関宿町）																																							
・H15. 7. 7	新潟県新発田市（新発田市・豊浦町）																																							
・H15. 8. 2 0	愛知県田原市（田原町・赤羽根町）																																							
・H15. 9. 1	長野県千曲市（更埴市・上山田町・戸倉町）																																							
<p>別紙資料4（市町村の合併の手続きの概要）P50</p>																																								

協議第5号

3 財産及び公の施設の取扱い

内		容				
合併後の町庁舎，学校，町有地，公用車，債権，基金，財産区有財産等の取扱いについて協議する。						
調整方針（合併協定案）						
町の財産及び公の施設は，すべて呉市に引き継ぐものとする。						
市・町の現状及び参考資料						
・財産及び公の施設の概要（H13決算）						
	土 地	建 物	財政調整基金	減 債 基 金	その他特定目的基金	起 債 残 高
呉 市	9,465,104㎡	707,991㎡	2,866,994千円	673,910千円	1,504,107千円	83,248,760千円
旧下蒲刈町	224,807㎡	30,111㎡	159,645千円	37,138千円	4,488,218千円	4,119,275千円
川 尻 町	5,594,332㎡	51,483㎡	806,195千円	55,281千円	285,662千円	5,717,860千円
音 戸 町	395,009㎡	63,604㎡	1,351,784千円	694,838千円	1,065,744千円	3,941,836千円
倉 橋 町	673,080㎡	47,505㎡	755,828千円	311,656千円	697,960千円	3,958,304千円
蒲 刈 町	207,283㎡	32,906㎡	702,000千円	171,000千円	295,000千円	5,209,336千円
安 浦 町	4,452,541㎡	59,361㎡	638,981千円	293,872千円	832,414千円	6,386,948千円
豊 浜 町	248,720㎡	26,196㎡	213,137千円	25,154千円	294,974千円	3,106,706千円
豊 町	451,485㎡	34,618㎡	432,409千円	192,296千円	1,171,260千円	3,007,796千円
合 計	21,712,361㎡	1,053,775㎡	7,926,973千円	2,455,145千円	10,635,339千円	118,696,821千円

協議第6号

4 議会の議員の定数及び任期の取扱い

内	容																											
<p>議員の定数及び任期について協議する。 合併特例法第6条・第7条に取扱規定あり。 編入合併の場合は、編入される市町村の議員が身分を失うことが原則となっているが、定数特例（選挙区を設けての増員選挙）や在任特例など、合併後の一定期間に限り、議員の定数や任期に関する特例措置が定められている。</p>																												
<h3>調整方針（合併協定案）</h3>																												
<p>議会の議員については、合併特例法の規定により、呉市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、町の区域により選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は次のとおりとする。</p> <p>音戸町 3人 倉橋町 1人 蒲刈町 1人 安浦町 2人 豊浜町 1人 豊町 1人</p>																												
<h3>市・町の現状及び参考資料</h3>																												
<p>・平成15年5月現在の議員数及び任期（4年間）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>呉市</td> <td>34人（自治法上の定数上限38人）</td> <td>～平成19年4月30日</td> </tr> <tr> <td>旧下蒲刈町</td> <td>1人（特例法上の特例定数1人）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>川尻町</td> <td>16人（" 22人）</td> <td>～平成19年4月29日</td> </tr> <tr> <td>音戸町</td> <td>15人（" 22人）</td> <td>～平成16年4月20日</td> </tr> <tr> <td>倉橋町</td> <td>14人（" 18人）</td> <td>～平成17年6月23日</td> </tr> <tr> <td>蒲刈町</td> <td>10人（" 14人）</td> <td>～平成17年3月29日</td> </tr> <tr> <td>安浦町</td> <td>14人（" 22人）</td> <td>～平成19年4月29日</td> </tr> <tr> <td>豊浜町</td> <td>10人（" 14人）</td> <td>～平成19年4月29日</td> </tr> <tr> <td>豊町</td> <td>11人（" 14人）</td> <td>～平成17年3月30日</td> </tr> </table>		呉市	34人（自治法上の定数上限38人）	～平成19年4月30日	旧下蒲刈町	1人（特例法上の特例定数1人）		川尻町	16人（" 22人）	～平成19年4月29日	音戸町	15人（" 22人）	～平成16年4月20日	倉橋町	14人（" 18人）	～平成17年6月23日	蒲刈町	10人（" 14人）	～平成17年3月29日	安浦町	14人（" 22人）	～平成19年4月29日	豊浜町	10人（" 14人）	～平成19年4月29日	豊町	11人（" 14人）	～平成17年3月30日
呉市	34人（自治法上の定数上限38人）	～平成19年4月30日																										
旧下蒲刈町	1人（特例法上の特例定数1人）																											
川尻町	16人（" 22人）	～平成19年4月29日																										
音戸町	15人（" 22人）	～平成16年4月20日																										
倉橋町	14人（" 18人）	～平成17年6月23日																										
蒲刈町	10人（" 14人）	～平成17年3月29日																										
安浦町	14人（" 22人）	～平成19年4月29日																										
豊浜町	10人（" 14人）	～平成19年4月29日																										
豊町	11人（" 14人）	～平成17年3月30日																										
<p>・定数特例を採用した場合の増員数</p> <p>増員数 = 呉市条例定数34人 × (町12年国調人口 / 呉市12年国調人口)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>音戸町</td> <td>$34 \times (15,084 / 203,159)$</td> <td>2.5</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>倉橋町</td> <td>$34 \times (7,593 / 203,159)$</td> <td>1.2</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>蒲刈町</td> <td>$34 \times (2,741 / 203,159)$</td> <td>0.4</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>安浦町</td> <td>$34 \times (12,913 / 203,159)$</td> <td>2.1</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>豊浜町</td> <td>$34 \times (2,175 / 203,159)$</td> <td>0.3</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>豊町</td> <td>$34 \times (2,956 / 203,159)$</td> <td>0.4</td> <td>1人</td> </tr> </table>		音戸町	$34 \times (15,084 / 203,159)$	2.5	3人	倉橋町	$34 \times (7,593 / 203,159)$	1.2	1人	蒲刈町	$34 \times (2,741 / 203,159)$	0.4	1人	安浦町	$34 \times (12,913 / 203,159)$	2.1	2人	豊浜町	$34 \times (2,175 / 203,159)$	0.3	1人	豊町	$34 \times (2,956 / 203,159)$	0.4	1人			
音戸町	$34 \times (15,084 / 203,159)$	2.5	3人																									
倉橋町	$34 \times (7,593 / 203,159)$	1.2	1人																									
蒲刈町	$34 \times (2,741 / 203,159)$	0.4	1人																									
安浦町	$34 \times (12,913 / 203,159)$	2.1	2人																									
豊浜町	$34 \times (2,175 / 203,159)$	0.3	1人																									
豊町	$34 \times (2,956 / 203,159)$	0.4	1人																									
<p>(参考)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>旧下蒲刈町</td> <td>$34 \times (2,223 / 203,159)$</td> <td>0.3</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>川尻町</td> <td>$34 \times (10,380 / 203,159)$</td> <td>1.7</td> <td>2人</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">8町定数特例数計 12人</p>		旧下蒲刈町	$34 \times (2,223 / 203,159)$	0.3	1人	川尻町	$34 \times (10,380 / 203,159)$	1.7	2人																			
旧下蒲刈町	$34 \times (2,223 / 203,159)$	0.3	1人																									
川尻町	$34 \times (10,380 / 203,159)$	1.7	2人																									

協議第7号

5 農業委員会の取扱い

内	容																											
<p>委員の定数及び任期について協議する。</p> <p>合併特例法第8条及び農業委員会等に関する法律第3条に取扱規定あり。</p> <p>編入合併では、編入される市町村の委員が身分を失うこととなっているが、委員の定数や任期等に関しては、合併特例法及び農業委員会等に関する法律に、選挙による委員の在任特例など特例措置が定められている。</p>																												
<h3>調整方針（合併協定案）</h3>																												
<p>町農業委員会は、呉市農業委員会に統合する。</p> <p>合併特例法の規定により、町農業委員会の選挙による委員は、市町の長が別に協議して定めた数の者に限り、呉市農業委員会の委員の残任期間に合わせ引き続き在任することとする。</p> <p>町の選挙による委員の数が、市町の長が別に協議して定めた数を超える場合は、町において選挙による委員の互選により、在任する者を定めることとする。</p>																												
<h3>市・町の現状及び参考資料</h3>																												
<p>・平成15年3月31日現在の選挙人名簿登載数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>呉市</td><td style="text-align: center;">3,436人</td></tr> <tr><td>旧下蒲刈町</td><td style="text-align: center;">953人</td></tr> <tr><td>川尻町</td><td style="text-align: center;">376人</td></tr> <tr><td>音戸町</td><td style="text-align: center;">818人</td></tr> <tr><td>倉橋町</td><td style="text-align: center;">1,356人</td></tr> <tr><td>蒲刈町</td><td style="text-align: center;">829人</td></tr> <tr><td>安浦町</td><td style="text-align: center;">1,557人</td></tr> <tr><td>豊浜町</td><td style="text-align: center;">568人</td></tr> <tr><td>豊町</td><td style="text-align: center;">832人</td></tr> </table>		呉市	3,436人	旧下蒲刈町	953人	川尻町	376人	音戸町	818人	倉橋町	1,356人	蒲刈町	829人	安浦町	1,557人	豊浜町	568人	豊町	832人									
呉市	3,436人																											
旧下蒲刈町	953人																											
川尻町	376人																											
音戸町	818人																											
倉橋町	1,356人																											
蒲刈町	829人																											
安浦町	1,557人																											
豊浜町	568人																											
豊町	832人																											
<p>・平成15年5月現在の委員数及び任期（3年間）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>呉市</td> <td>21人（うち選挙による委員定数16人） （ " 実数15人）</td> <td>～平成17年7月31日</td> </tr> <tr> <td>旧下蒲刈町</td> <td>4人（うち選挙による委員実数4人）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>川尻町</td> <td>15人（うち選挙による委員定数12人） （ " 実数12人）</td> <td>～平成17年7月19日</td> </tr> <tr> <td>音戸町</td> <td>16人（うち選挙による委員定数12人） （ " 実数12人）</td> <td>～平成17年7月19日</td> </tr> <tr> <td>倉橋町</td> <td>18人（うち選挙による委員定数12人） （ " 実数12人）</td> <td>～平成17年7月19日</td> </tr> <tr> <td>蒲刈町</td> <td>13人（うち選挙による委員定数10人） （ " 実数10人）</td> <td>～平成17年3月31日</td> </tr> <tr> <td>安浦町</td> <td>21人（うち選挙による委員定数15人） （ " 実数15人）</td> <td>～平成17年7月19日</td> </tr> <tr> <td>豊浜町</td> <td>13人（うち選挙による委員定数10人） （ " 実数10人）</td> <td>～平成17年7月19日</td> </tr> <tr> <td>豊町</td> <td>15人（うち選挙による委員定数15人） （ " 実数14人）</td> <td>～平成17年3月30日</td> </tr> </table>		呉市	21人（うち選挙による委員定数16人） （ " 実数15人）	～平成17年7月31日	旧下蒲刈町	4人（うち選挙による委員実数4人）		川尻町	15人（うち選挙による委員定数12人） （ " 実数12人）	～平成17年7月19日	音戸町	16人（うち選挙による委員定数12人） （ " 実数12人）	～平成17年7月19日	倉橋町	18人（うち選挙による委員定数12人） （ " 実数12人）	～平成17年7月19日	蒲刈町	13人（うち選挙による委員定数10人） （ " 実数10人）	～平成17年3月31日	安浦町	21人（うち選挙による委員定数15人） （ " 実数15人）	～平成17年7月19日	豊浜町	13人（うち選挙による委員定数10人） （ " 実数10人）	～平成17年7月19日	豊町	15人（うち選挙による委員定数15人） （ " 実数14人）	～平成17年3月30日
呉市	21人（うち選挙による委員定数16人） （ " 実数15人）	～平成17年7月31日																										
旧下蒲刈町	4人（うち選挙による委員実数4人）																											
川尻町	15人（うち選挙による委員定数12人） （ " 実数12人）	～平成17年7月19日																										
音戸町	16人（うち選挙による委員定数12人） （ " 実数12人）	～平成17年7月19日																										
倉橋町	18人（うち選挙による委員定数12人） （ " 実数12人）	～平成17年7月19日																										
蒲刈町	13人（うち選挙による委員定数10人） （ " 実数10人）	～平成17年3月31日																										
安浦町	21人（うち選挙による委員定数15人） （ " 実数15人）	～平成17年7月19日																										
豊浜町	13人（うち選挙による委員定数10人） （ " 実数10人）	～平成17年7月19日																										
豊町	15人（うち選挙による委員定数15人） （ " 実数14人）	～平成17年3月30日																										

市町の長が別に協議して定める数の決め方

平成16年1月1日において提出される市町の農業委員会選挙人名簿登載申請者数を基に、選挙委員定数1人当たりの選挙人数により案分する。

町登載者数 / (市登載者数 / 市選挙委員定数)

(参考)平成15年3月31日現在の選挙人名簿登載数により算出した場合

音戸町	818人 / (3,436人 / 16人)	3.8人	4人
倉橋町	1,356人 / (3,436人 / 16人)	6.3人	6人
蒲刈町	829人 / (3,436人 / 16人)	3.8人	4人
安浦町	1,557人 / (3,436人 / 16人)	7.2人	7人
豊浜町	568人 / (3,436人 / 16人)	2.6人	3人
豊町	832人 / (3,436人 / 16人)	3.8人	4人

・平成14年3月31日現在の市町選挙人名簿登載数により算出

旧下蒲刈町	971人 / (3,542人 / 16人)	4.3人	4人
川尻町	385人 / (3,542人 / 16人)	1.7人	2人

協議第 8 号

6 地方税の取扱い

内	容																																													
<p>個人住民税，法人住民税，固定資産税，特別土地保有税，軽自動車税，たばこ税，都市計画税等の取扱いについて協議する。</p> <p>合併特例法第 10 条に取扱規定あり。</p> <p>急激な変化への対応措置として，課税している税目が異なる場合や，税目によって税率が違う場合は，合併特例法の規定により，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限り，不均一課税の特例措置が認められている。</p>																																														
<h4>調整方針（合併協定案）</h4>																																														
<p>【各町共通】</p> <p>地方税は，呉市の制度に統一する。</p> <p>ただし，市町で税率の異なるものについては，合併特例法第 10 条第 1 項の規定により，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度は不均一課税を実施する。</p>																																														
<h4>市・町の現状及び参考資料</h4>																																														
<p>・現在の課税状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>住民税均等割</th> <th>法人税割</th> <th>固定資産税</th> <th>都市計画税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呉市</td> <td>2,500円</td> <td>14.7%</td> <td>1.4%</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>川尻町</td> <td>2,000円</td> <td>12.3%</td> <td>1.4%</td> <td>課税なし</td> </tr> <tr> <td>音戸町</td> <td>2,000円</td> <td>12.3%</td> <td>1.4%</td> <td>課税なし</td> </tr> <tr> <td>倉橋町</td> <td>2,000円</td> <td>12.3%</td> <td>1.4%</td> <td>課税なし</td> </tr> <tr> <td>蒲刈町</td> <td>2,000円</td> <td>12.3%</td> <td>1.4%</td> <td>課税なし</td> </tr> <tr> <td>安浦町</td> <td>2,000円</td> <td>12.3%</td> <td>1.4%</td> <td>課税なし</td> </tr> <tr> <td>豊浜町</td> <td>2,000円</td> <td>12.3%</td> <td>1.4%</td> <td>課税なし</td> </tr> <tr> <td>豊町</td> <td>2,000円</td> <td>12.3%</td> <td>1.4%</td> <td>課税なし</td> </tr> </tbody> </table>			住民税均等割	法人税割	固定資産税	都市計画税	呉市	2,500円	14.7%	1.4%	0.3%	川尻町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし	音戸町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし	倉橋町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし	蒲刈町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし	安浦町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし	豊浜町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし	豊町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし
	住民税均等割	法人税割	固定資産税	都市計画税																																										
呉市	2,500円	14.7%	1.4%	0.3%																																										
川尻町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし																																										
音戸町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし																																										
倉橋町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし																																										
蒲刈町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし																																										
安浦町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし																																										
豊浜町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし																																										
豊町	2,000円	12.3%	1.4%	課税なし																																										

協議第9号

7 一般職の職員の身分の取扱い

内 容									
<p>合併特例法第9条に取扱規定あり。</p> <p>編入される町の一般職の職員は、引き続き新市の職員として身分が保障される。</p>									
調整方針（合併協定案）									
<p>町の一般職の職員は、すべて呉市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員の任免，給与その他身分の取扱いについては，呉市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとする。</p>									
市・町の現状及び参考資料									
<p>・市町の一般職員数（平成15年4月1日現在）</p>									
（単位：人）									
	呉市	川尻町	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	計
町長・市長事務部局	1,356	84	148	95	43	99	53	44	1,922
議会議務局	18	2	2	1	1	2	1	2	29
教育委員会事務局・教育機関	307	9	16	15	4	11	7	10	379
選挙管理委員会事務局	6	-	(兼)2	1	(兼)1	1	(兼)2	(兼)2	15 (うち兼7)
公平委員会事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-
監査事務局	7	-	(兼)2	1	(兼)1	-	(兼)1	(兼)1	13 (うち兼6)
農業委員会事務局	6	1	(兼)2	1	(兼)1	1	(兼)1	(兼)1	14 (うち兼6)
消防部局	328	-	-	-	-	-	-	-	328
水道部局	200	6	-	-	-	5	-	-	211
交通局	333	-	-	-	-	-	-	-	333
国民宿舎	16	-	-	-	-	-	-	-	16
病院部局	-	-	-	-	-	町長部局であるが 診療所に7人勤務	-	-	-
合 計	2,577	102	166	114	48	119	61	56	3,243

協議第10号

8 特別職の身分の取扱い

内	容
特別職（町長，助役，収入役，教育長），行政委員会等の身分の取扱いについて協議する。 合併特例法に特に取扱規定はない。	
調整方針（合併協定案）	
町の特別職の身分の取扱いについては，市町の長が別に協議して定める。	
市・町の現状及び参考資料	
・各市町長の任期	
呉市長	～平成17年11月18日
川尻町長	～平成19年1月14日
音戸町長	～平成16年4月20日
倉橋町長	～平成16年6月16日
蒲刈町長	～平成16年2月21日
安浦町長	～平成19年7月22日
豊浜町長	～平成19年2月22日
豊町長	～平成16年4月23日

協議第11号

9 行政組織機構の取扱い

内 容
現町役場等の合併後の位置づけや組織体制の在り方等を決めていく必要がある。
調整方針（合併協定案）
<p>町役場は、支所とする。</p> <p>ただし、組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編，見直しを図る。</p> <p>町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の在り方については、必要により適切な措置を行うものとする。</p>
市・町の現状及び参考資料
<p>別紙資料5（市町行政機構図・組織図）P 5 1</p> <p>別紙資料6（合併に伴う支所等の現地組織の概要）P 5 9</p>

協議第12号

10 一部事務組合等の取扱い

内	容
	<p>合併後の音戸町倉橋町広域行政組合，江能広域事務組合，江能倉橋島地域振興協議会，安芸南部衛生組合，芸南衛生組合，芸予衛生組合，豊田地方税整理組合，呉広域行政事務組合，広島県市町村職員退職手当組合，その他協議会等の取扱いについて協議する。</p> <p>合併に伴い町の法人格が消滅するため，広域行政事務を共同で行っている関係自治体と協議の上，その取扱いを決めていく必要がある。</p>
調整方針（合併協定案）	
	<p>音戸町が加入している一部事務組合等については，合併の日の前日をもって脱退する。</p> <p>ただし，音戸町倉橋町広域行政組合及び江能広域事務組合については，関係自治体の合併の動向に配慮しながら，その取扱いを決定するものとする。</p> <p>江能倉橋島地域振興協議会については，今後の合併の状況を考慮しながら，整備施設等の取扱いについて関係町と協議するものとする。</p>
	<p>倉橋町が加入している一部事務組合等については，合併の日の前日をもって脱退する。</p> <p>ただし，音戸町倉橋町広域行政組合及び江能広域事務組合については，関係自治体の合併の動向に配慮しながら，その取扱いを決定するものとする。</p> <p>江能倉橋島地域振興協議会については，今後の合併の状況を考慮しながら，整備施設等の取扱いについて関係町と協議するものとする。</p>
	<p>蒲刈町が加入している一部事務組合等については，合併の前日をもって脱退する。</p> <p>ただし，安芸南部衛生組合については，合併の前日をもって解散し，業務は呉市が承継するものとする。</p>
	<p>安浦町が加入している一部事務組合等については，合併の前日をもって脱退する。</p> <p>ただし，芸南衛生組合については，合併の前日をもって解散し，業務は呉市が承継するものとする。</p>
	<p>豊浜町が加入している一部事務組合等については，合併の前日をもって脱退する。</p> <p>ただし，芸予衛生組合については，関係自治体の合併の動向に配慮しながら，その取扱いを決定するものとする。</p>
	<p>豊町が加入している一部事務組合等については，合併の前日をもって脱退する。</p> <p>ただし，芸予衛生組合については，関係自治体の合併の動向に配慮しながら，その取扱いを決定するものとする。</p>

市・町の現状及び参考資料

音戸町並びに倉橋町独自の一部事務組合として、「音戸町倉橋町広域行政組合（事務局：音戸町内）」がある。音戸町と倉橋町の2町で構成しており、ごみ・し尿処理、明德小・中学校の設置・運営を共同で実施している。音戸町内にごみ処理・保管施設、明德中学校、明德小学校プール施設、倉橋町内に最終処分場、し尿処理施設、明德小学校を持つ。

音戸町、倉橋町は、江田島町・大柿町・能美町・沖美町との6町で構成する「江能広域事務組合」に加入しており、介護保険認定審査業務、斎場の管理運営、消防・救急業務を共同で実施している。

同じく、音戸町、倉橋町は、江田島町・大柿町・能美町・沖美町との6町による「江能倉橋島地域振興協議会」を設置し、障害者福祉施設の整備や高速無線LAN等を活用した広域教育情報ネットワークの構築整備等の事業を推進している。

蒲刈町は呉市と「安芸南部衛生組合」を組織し、ごみ処理及びし尿処理を行っている。収集については、民間業者へ業務委託している。蒲刈町内にはごみの一時保管施設があり、呉市（下蒲刈町）内にはし尿処理施設がある。

安浦町は川尻町と「芸南衛生組合」を設立（事務局・処理施設ともに安浦町内）し、し尿処理を行っている。収集については、許可業者が行っている。

豊浜町と豊町は、関前村（愛媛県）と「芸予衛生組合」を設立（事務局・処理施設ともに豊町内）し、業者委託により、ごみ処理及びし尿処理を行っている。

協議第13号

11 使用料・手数料等の取扱いについて

内	容
	<p>戸籍・住民票・印鑑等証明書交付手数料，税務手数料，各種施設使用料等の取扱いについて協議する。</p> <p>市町の間で同一目的の施設や同一種類の事務について，使用料や手数料が違う場合，あらかじめその取扱いについて調整を図る必要がある。</p> <p>戸籍，住民票等の交付手数料にはほとんど違いはないが，文化，スポーツ等の各種施設使用料には独自性があり，違いが見られる。</p>
調整方針（合併協定案）	
【各町共通】	<p>使用料は，呉市の制度に統一する。</p> <p>ただし，コミュニティ関係，保健・福祉関係及び文化・スポーツ関係等の施設使用料については，現行のとおりとする。</p> <p>手数料は，呉市の制度に統一する。</p>

協議第14号

12 公共的団体等の取扱い

内	容
	<p>合併後の音戸町土地開発公社、(財)倉橋まちづくり公社、蒲刈町土地開発公社、安浦町土地開発公社、(財)安浦町生涯学習振興財団、自治会連合会、納税貯蓄組合、社会福祉協議会、商工会、漁業協同組合、女性会、老人クラブ連合会、文化協会、体育協会等の取扱いについて協議する。</p> <p>合併特例法第16条第8項に、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等（農協、漁協、商工会、女性会等）は、市町の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。」と努力義務が定められている。</p>
調整方針（合併協定案）	
【各町共通】	<p>公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。</p> <p>(2) 独自の目的を持った団体は、自主的な判断にゆだねる。</p> <p>(3) 統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。</p>
市・町の現状及び参考資料	
別紙資料7（各市町の主な公共的団体等）P60	

協議第15号

13 各種団体への補助金・交付金等の取扱い

内 容
<p>合併後の自治会連合会，納税貯蓄組合，女性連合会，老人クラブ連合会，子ども会連合会等補助金等の取扱いについて協議する。</p> <p>各種団体に交付している補助金や交付金は，合併に当たって制度の調整が必要になる。過去の経緯や実情を考慮し，その必要性や効果，さらに財政状況等に配慮しつつ，その取扱いについて検討していく必要がある。</p>
調整方針（合併協定案）
<p>【各町共通】</p> <p>各種団体等に交付している補助金等については，合併後統一を図ることが望ましいものもあることから，過去の経緯や実情に配慮した上で，新市において検討することとし，当面，次のとおり調整を図るものとする。</p> <p>(1) 市町における同一又は同種の補助金等については，合併時に統合するよう調整に努める。</p> <p>(2) 町独自の補助金等については，従来の実績を尊重し，市域全体の均衡を保つよう調整に努める。</p>

協議第16号

14 町字名の取扱い

内	容
	<p>合併後の町字名の調整について協議する。</p> <p>町名及び字名は，地域の歴史や文化がしみ込んだ，住民に大変愛着が深いものであり，町の意向を尊重して決めていくことになる。</p> <p>一般的には，合併後も従来どおり存続させる事例が多い。</p>
	<h3>調整方針（合併協定案）</h3>
	<p>町の町字名については，町の意向を尊重し，決定する。</p>
	<h3>市・町の現状及び参考資料</h3>
	<p>・音戸町の区・区域の名称</p> <p>坪井，引地，鱒浜，北隠渡，南隠渡，高須，波多見，畑，有清，先奥，藤脇，早瀬，田原，渡子</p> <hr/>
	<p>・倉橋町の区・区域の名称（住居表示なし）</p> <p>オノ木，松原，上河内，小林，石原，尾曾郷，須川，西宇土，大向，重生，灘，宇和木，釣士田，長谷，尾立，室尾西，室尾東，大迫，海越，鹿老渡，鹿島上，鹿島中，鹿島下</p> <hr/>
	<p>・蒲刈町の区・区域の名称（住居表示なし）</p> <p>大浦，田戸，宮盛，向</p> <hr/>
	<p>・安浦町の区・区域の名称</p> <p>内海，三津口，安登，中切，女子畑，原畑，赤向坂，下垣内，内平，中畑</p> <p>平成14年度で安登地区（一部の地域を除く）の住居表示実施</p> <p>安登東，安登西，中央ハイツ</p> <p>平成15年度で内海・三津口地区（それぞれ一部の地域を除く）の住居表示を実施予定</p> <p>中央，中央北，三津口，水尻</p> <hr/>
	<p>・豊浜町の区・区域の名称（住居表示なし）</p> <p>豊島，大浜，斎島</p> <hr/>
	<p>・豊町の区・区域の名称（住居表示なし）</p> <p>大長，沖友，久比，御手洗</p>

協議第17号

15 慣行の取扱い

内	容
	<p>合併後の町章，町旗，町民憲章，町の花木，鳥，各種行事等の取扱いについて協議する。</p> <p>各種慣行については，地域の伝統文化との結びつきが強く，しっかり受け継いでいくべきものであるが，新市の一体性の確保という観点から，統一できるものはできるだけ早く統一していくことが必要である。</p>
調整方針（合併協定案）	
【各町共通】	<p>慣行の取扱いについては，原則として呉市の制度に統一する。</p>
市・町の現状及び参考資料	
	<p>呉市では，市徽章，記念日（10/1），市歌，市民憲章，市民の花「つばき」，市民の木「かし」を制定し，又は議決している。</p> <hr/>
	<p>音戸町では，町章，町旗，町憲章を条例により定めている。</p> <p>また，条例では定めていないが，町の花「さつき」，町の木「やまもも」がある。</p> <hr/>
	<p>倉橋町では，町章，町民憲章，町の花「やまざくら」，町の木「ねず」，町の鳥「うぐいす」を条例により定めている。</p> <hr/>
	<p>蒲刈町では，町章，町旗，町民憲章，町の花「みかん」，町の木「みかん」を定めている。</p> <hr/>
	<p>安浦町では，町章，町旗，町民憲章，町の花「サツキ」，町の木「ヤマモモ」を定めている。</p> <hr/>
	<p>豊浜町では，町章，町旗，町民憲章，町の花「レモン」，町の木「ホルトノキ」，町の鳥「あび」を定めている。</p> <hr/>
	<p>豊町では，町章，町旗，町民憲章，町の花「みかん」，町の木「みかん」を定めている。</p>

市町村建設計画の作成に関する協議事項

協議第18号

呉市・音戸町合併建設計画（素案）の概要 「まちづくりの基本方針」

1 計画策定の趣旨

本計画は、呉市と音戸町の合併後の新しいまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、第3次音戸町長期総合計画及び本計画の関連計画である呉地方拠点都市地域基本計画、江能倉橋島地域半島振興計画、さらには、音戸町・倉橋町地域整備計画調査報告書等の理念を継承するとともに、第3次呉市長期総合計画との整合を図り、合併後の新市のまちづくりの目標を定め、この目標実現のための総合的な「まちづくり計画」を定めるものです。

呉市及び音戸町には、少子・高齢化対策、産業振興、定住促進の外、特に、音戸町においては、呉市の高次都市機能との連携を強化しながら、物流拠点機能や港湾機能等の整備を始め、新たな地域文化の創造拠点の形成に併せて、既存市街地の整備を促進していく必要があります。

合併後は、呉市の産業業務機能や高次都市機能を充実するとともに、音戸町の既存の保健・医療・福祉機能の集積を生かした定住環境整備を始めとした都市機能の充実など、それぞれの特性や機能を相互に生かしたまちづくりが必要です。

そのため、このまちづくりの目標に基づき、合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、総合的、計画的な施策項目の実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と市民福祉の向上を図ります。

2 まちづくりの目標

(1) 瀬戸内海の多彩な資源を生かした海洋交流都市圏の形成

新呉市は、中国・四国地域における海洋拠点都市、広島都市圏の東部拠点都市、そして、未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を充実し、さらに、国内外との多様な交流拠点機能、定住機能、滞在機能など、各地域の特性を生かした機能の分担を図ることで、圏域の一体化と一層の発展を実現します。

また、新市のまちづくりに当たっては、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性や学術研究機関などの人的資源、さらには、歴史・文化資源や豊かな自然など、多彩な地域資源を最大限活用しながら、自立した都市圏の形成を目指します。

(2) 産・学・住・遊のバランスのとれた都市的空間が享受できる都市の形成

新呉市は、拠点都市として産業業務機能や情報通信機能の充実など、高次都市機能の一層の強化を図るとともに、総合的な交通体系の整備を始め、東西・南北の都市交通軸を強化し、多様な都市機能の充実を図りながら、産業、港湾、観光、交流の連携促進を図ります。

さらには、自然環境を保全、活用するとともに、市民が安心して生活できる環境に調和した住環境の整備を始め、新しい潮流の中で21世紀の課題に対応したまちづくりを進め、市民が誇りと魅力を感じることができる都市を目指します。

3 まちづくりの基本方針

(1) だれもが活躍できる健康福祉都市の形成

21世紀のキーワードの一つである「少子・高齢化」への対応は、新市の大きな課題の一つです。

市民のだれもが生涯にわたって、心身ともに健やかで生き生きとした生活を送るには、保健・医療・福祉の連携による総合的で多様な地域福祉サービスの充実が求められています。

このため、住民相互の支え合いを基本とした共助・協働型福祉活動を推進し、地域の多様なニーズに柔軟に対応する地域福祉活動の充実を図ります。

また、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、高齢者、障害者、女性、子ども、外国人等、すべての人にやさしいまちづくりを推進し、住みやすく住んでみたい「定住するまち」を目指します。

さらには、情報技術の活用を図りながら、保健・医療・福祉の地域拠点の整備を推進し、社会全体で支える福祉サービスの充実、健康づくりの推進、地域福祉推進体制の強化を進めるとともに、消防・救急体制の強化を始め、防災、交通安全・防犯対策の推進など、安全なまちづくりを進め、市民のライフステージに合わせた、市民だれもにやさしく、また、だれもが健康で安心して生き生きと活躍できる「健康福祉都市」を目指します。

(2) 人にやさしい環境共生・教育文化都市の形成

成熟化社会の進展に伴い、個性と創造性の志向が高まり、市民一人一人が多様な価値観を認め合い、「住む」「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「憩う」「育む」「癒す」などの様々な局面で、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる、心の豊かさを育てる環境づくりは、まちづくりの重要な施策の一つです。

そのため、自然と人間が共生し持続的発展を可能とする「人と地球にやさしく環境に調和したゼロエミッション（廃棄物ゼロ）都市」を目指して、循環型社会システムを構築するとともに、上下水道や生活道路などのインフラ整備、緑地化、親水空間の創出などを図り、ゆとりと潤いのある居住環境の整備を進めます。

また、新しい時代を担う子ども達の「生きる力」を育み、心身ともにバランスのとれた発達を促すための教育環境の整備を始め、スポーツや文化・生涯学習など、市民が個性と能力を発揮し、生涯を通じて学び育む場や機会の充実を図るなど、人間形成の環境整備を進め、ゆとりと潤いのある「環境共生・教育文化都市」を目指します。

(3) 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成

これまで地域経済を支えてきた製造業、農林水産業など、既存産業の振興・育成はもとより、時代を先駆ける新産業づくりは、雇用機会の創出とともに、地域の活性化に大きく寄与するものです。

そのため、学術研究機関などの人的資源、また、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性を生かしながら、新市の立地条件や都市基盤を活用しつつ、広島国際大学や呉大学などの高等教育機関や国、県、民間の試験研究機関との連携を図り、産学官の連携による海洋環境産業や医療・福祉産業、情報・通信産業など、瀬戸内発信型の新産業の創出を図ります。

また、新市が持つ多様な歴史的・文化的な地域資源等を最大限活用し、それぞれの魅力を共有・享受することにより、多彩な光輝く地域を目指すとともに、「呉市海事博物館（仮称）」を核とした観光振興や歴史学習の場づくりなどを積極的に推進するなど、工業、商業、農林水産業、観光産業等、各産業の連携・融合化

を促進し、圏域内外からの交流人口の増加を図り、地域性豊かな活力と賑わいのある「産業創造都市」を目指します。

(4) 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成

新市の地理的・歴史的特性を生かし、中国・四国地域における海洋拠点都市、広島都市圏の東部拠点都市、そして、未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を分担することで、地域の一体的な発展を図る必要があります。

そのため、国内外との多様な交流拠点機能、定住機能、さらには、滞在機能など、各地域の特性を生かした機能分担を図ることで多機能都市を形成し、地域の自立的発展を促しながら、圏域の一体化と一層の発展を図ります。

また、拠点都市としてふさわしい総合交通体系を始め、産業業務機能、情報通信機能、港湾機能の充実など、高次都市機能を強化するとともに、多様な交流機能の充実を図り、「海洋交流都市」を目指します。

(5) 効率的・効果的な行財政運営

良好な行政サービスの提供はもとより、時代の変化に対応した効率的・効果的な行財政運営を目指し、事務事業や組織機構の見直しを始め、職員の定員管理や資質向上に努めます。

また、財政基盤強化のため、自主財源の確保に努めるとともに、限りある財源を有効に活用する手法の導入を図ります。

4 呉市の役割

合併に伴い拡大する市域の一体性の確保や多様な就業・就学機会、保健・医療・福祉、文化、都市的賑わいなどのサービスや機会を提供するため、総合的な交通ネットワークの整備を始め、産業業務機能、港湾機能、情報通信機能の充実を図るとともに、保健所などを有する中核都市の機能を十分に生かし、少子・高齢化対策を始め、教育、環境、福祉施策の充実など、より一層高次都市機能を強化し、新市の拠点性の向上と地域の連携による一体的な発展を図ります。

5 音戸町の役割

音戸町の社会的、歴史的、自然的条件等に配慮しながら、生活環境の確保と瀬戸内海の文化と歴史を生かした地域の発展を図ることを基本とし、新市の拠点性の向上及び定住機能の確保、地域活性化の促進のため、既存市街地の整備などを図り、都市近郊型の定住機能を担います。

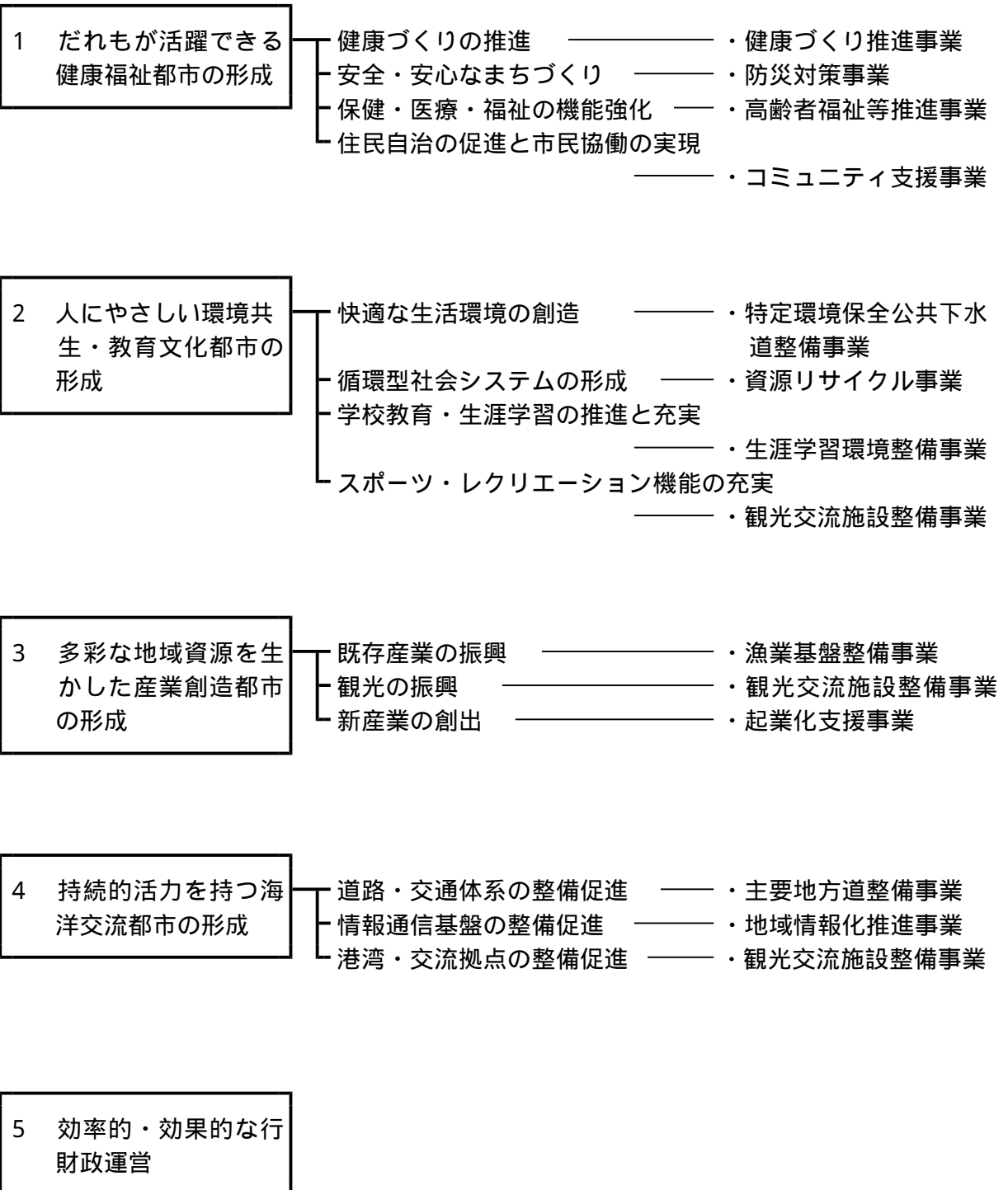
また、総合ケアセンターさざなみや国保診療所と地元医療施設等とのネットワーク化を促進することで、保健・医療・福祉のサブ拠点としての機能の充実強化を図り、倉橋島地域の拠点としての役割を担います。

さらに、(仮称)広島県水産海洋技術センター等を活用した産業の振興を始め、幹線道路や観光施設等の整備促進に努め、瀬戸内歴史絵巻観光ゾーンの一翼を担うことが期待されます。

まちづくりの基本方針

施策

(主要)事業名



呉市・倉橋町合併建設計画（素案）の概要 「まちづくりの基本方針」

1 計画策定の趣旨

本計画は、呉市と倉橋町の合併後の新しいまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、倉橋町長期総合計画及び本計画の関連計画である呉地方拠点都市地域基本計画、江能倉橋島地域半島振興計画、さらには、音戸町・倉橋町地域整備計画調査報告書等の理念を継承するとともに、第3次呉市長期総合計画との整合を図り、合併後の新市のまちづくりの目標を定め、この目標実現のための総合的な「まちづくり計画」を定めるものです。

呉市及び倉橋町には、少子・高齢化対策、産業振興、定住促進の外、特に、倉橋町においては、海洋、歴史・文化など、瀬戸内の魅力を生かした観光・交流機能の整備を始め、定住環境の整備などを促進していく必要があります。

合併後は、呉市の産業業務機能や高次都市機能を充実するとともに、倉橋町の既存施設の活用を図りながら、健康づくりや福祉・住環境の整備、短期滞在型の観光機能の充実など、それぞれの特性や機能を相互に生かしたまちづくりが必要です。

そのため、このまちづくりの目標に基づき、合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、総合的、計画的な施策項目の実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と市民福祉の向上を図ります。

2 まちづくりの目標

(1) 瀬戸内海の多彩な資源を生かした海洋交流都市圏の形成

新呉市は、中国・四国地域における海洋拠点都市、広島都市圏の東部拠点都市、そして、未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を充実し、さらに、国内外との多様な交流拠点機能、定住機能、滞在機能など、各地域の特性を生かした機能の分担を図ることで、圏域の一体化と一層の発展を実現します。

また、新市のまちづくりに当たっては、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性や学術研究機関などの人的資源、さらには、歴史・文化資源や豊かな自然など、多彩な地域資源を最大限活用しながら、自立した都市圏の形成を目指します。

(2) 産・学・住・遊のバランスのとれた都市的空間が享受できる都市の形成

新呉市は、拠点都市として産業業務機能や情報通信機能の充実など、高次都市機能の一層の強化を図るとともに、総合的な交通体系の整備を始め、東西・南北の都市交通軸を強化し、多様な都市機能の充実を図りながら、産業、港湾、観光、交流の連携促進を図ります。

さらには、自然環境を保全、活用するとともに、市民が安心して生活できる環境に調和した住環境の整備を始め、新しい潮流の中で21世紀の課題に対応したまちづくりを進め、市民が誇りと魅力を感じることができる都市を目指します。

3 まちづくりの基本方針

(1) だれもが活躍できる健康福祉都市の形成

21世紀のキーワードの一つである「少子・高齢化」への対応は、新市の大きな課題の一つです。

市民のだれもが生涯にわたって、心身ともに健やかで生き生きとした生活を送るには、保健・医療・福祉の連携による総合的で多様な地域福祉サービスの充実が求められています。

このため、住民相互の支え合いを基本とした共助・協働型福祉活動を推進し、地域の多様なニーズに柔軟に対応する地域福祉活動の充実を図ります。

また、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、高齢者、障害者、女性、子ども、外国人等、すべての人にやさしいまちづくりを推進し、住みやすく住んでみたい「定住するまち」を目指します。

さらには、情報技術の活用を図りながら、保健・医療・福祉の地域拠点の整備を推進し、社会全体で支える福祉サービスの充実、健康づくりの推進、地域福祉推進体制の強化を進めるとともに、消防・救急体制の強化を始め、防災、交通安全・防犯対策の推進など、安全なまちづくりを進め、市民のライフステージに合わせた、市民だれもにやさしく、また、だれもが健康で安心して生き生きと活躍できる「健康福祉都市」を目指します。

(2) 人にやさしい環境共生・教育文化都市の形成

成熟化社会の進展に伴い、個性と創造性の志向が高まり、市民一人一人が多様な価値観を認め合い、「住む」「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「憩う」「育む」「癒す」などの様々な局面で、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる、心の豊かさを育てる環境づくりは、まちづくりの重要な施策の一つです。

そのため、自然と人間が共生し持続的発展を可能とする「人と地球にやさしく環境に調和したゼロエミッション（廃棄物ゼロ）都市」を目指して、循環型社会システムを構築するとともに、上下水道や生活道路などのインフラ整備、緑地化、親水空間の創出などを図り、ゆとりと潤いのある居住環境の整備を進めます。

また、新しい時代を担う子ども達の「生きる力」を育み、心身ともにバランスのとれた発達を促すための教育環境の整備を始め、スポーツや文化・生涯学習など、市民が個性と能力を発揮し、生涯を通じて学び育む場や機会の充実を図るなど、人間形成の環境整備を進め、ゆとりと潤いのある「環境共生・教育文化都市」を目指します。

(3) 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成

これまで地域経済を支えてきた製造業、農林水産業など、既存産業の振興・育成はもとより、時代を先駆ける新産業づくりは、雇用機会の創出とともに、地域の活性化に大きく寄与するものです。

そのため、学術研究機関などの人的資源、また、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性を生かしながら、新市の立地条件や都市基盤を活用しつつ、広島国際大学や呉大学などの高等教育機関や国、県、民間の試験研究機関との連携を図り、産学官の連携による海洋環境産業や医療・福祉産業、情報・通信産業など、瀬戸内発信型の新産業の創出を図ります。

また、新市が持つ多様な歴史的・文化的な地域資源等を最大限活用し、それぞれの魅力を共有・享受することにより、多彩な光輝く地域を目指すとともに、「呉市海事博物館（仮称）」を核とした観光振興や歴史学習の場づくりなどを積極的

に推進するなど、工業，商業，農林水産業，観光産業等，各産業の連携・融合化を促進し，圏域内外からの交流人口の増加を図り，地域性豊かな活力と賑わいのある「産業創造都市」を目指します。

(4) 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成

新市の地理的・歴史的特性を生かし，中国・四国地域における海洋拠点都市，広島都市圏の東部拠点都市，そして，未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を分担することで，地域の一体的な発展を図る必要があります。

そのため，国内外との多様な交流拠点機能，定住機能，さらには，滞在機能など，各地域の特性を生かした機能分担を図ることで多機能都市を形成し，地域の自立的発展を促しながら，圏域の一体化と一層の発展を図ります。

また，拠点都市としてふさわしい総合交通体系を始め，産業業務機能，情報通信機能，港湾機能の充実など，高次都市機能を強化するとともに，多様な交流機能の充実を図り，「海洋交流都市」を目指します。

(5) 効率的・効果的な行財政運営

良好な行政サービスの提供はもとより，時代の変化に対応した効率的・効果的な行財政運営を目指し，事務事業や組織機構の見直しを始め，職員の定員管理や資質向上に努めます。

また，財政基盤強化のため，自主財源の確保に努めるとともに，限りある財源を有効に活用する手法の導入を図ります。

4 呉市の役割

合併に伴い拡大する市域の一体性の確保や多様な就業・就学機会，保健・医療・福祉，文化，都市的賑わいなどのサービスや機会を提供するため，総合的な交通ネットワークの整備を始め，産業業務機能，港湾機能，情報通信機能の充実を図るとともに，保健所などを有する中核都市の機能を十分に生かし，少子・高齢化対策を始め，教育，環境，福祉施策の充実など，より一層高次都市機能を強化し，新市の拠点性の向上と地域の連携による一体的な発展を図ります。

5 倉橋町の役割

倉橋町の社会的，歴史的，自然的条件等に配慮しながら，生活環境の確保と瀬戸内海の文化と歴史を生かした地域の発展を図ることを基本とし，新市の拠点性の向上及び定住機能の確保，地域活性化の促進のため，都市基盤の整備などを図り，都市近郊型の定住機能を担います。

また，海洋，歴史・文化など，瀬戸内の魅力を生かしながら，桂浜周辺を中心として健康づくりの機能を充実するとともに，交流，スポーツ機能の整備促進を図ることにより，圏域内外との交流とくつろぎの空間を充実し，癒しと憩いの機能を担います。

さらに，(仮称)広島県水産海洋技術センター等を活用した産業の振興を始め，幹線道路や観光施設等の整備促進に努め，瀬戸内歴史絵巻観光ゾーンの一翼を担うことが期待されます。

まちづくりの基本方針

施策

(主要)事業名

1 だれもが活躍できる健康福祉都市の形成

- 健康づくりの推進 ———— ・健康づくり推進事業
- 安全・安心なまちづくり ———— ・防災対策事業
- 保健・医療・福祉の機能強化 ———— ・高齢者福祉等推進事業
- 住民自治の促進と市民協働の実現 ———— ・コミュニティ支援事業

2 人にやさしい環境共生・教育文化都市の形成

- 快適な生活環境の創造 ———— ・特定環境保全公共下水道整備事業
- 循環型社会システムの形成 ———— ・資源リサイクル事業
- 学校教育・生涯学習の推進と充実 ———— ・教育環境整備事業
- スポーツ・レクリエーション機能の充実 ———— ・桂浜周辺整備事業

3 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成

- 既存産業の振興 ———— ・漁業基盤整備事業
・農地保全整備事業
- 観光の振興 ———— ・観光関連施設整備事業
- 新産業の創出 ———— ・起業化支援事業

4 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成

- 道路・交通体系の整備促進 ———— ・一般県道整備事業
- 情報通信基盤の整備促進 ———— ・地域情報化推進事業
- 港湾・交流拠点の整備促進 ———— ・農村振興総合整備事業

5 効率的・効果的な行財政運営

呉市・蒲刈町合併建設計画（素案）の概要 「まちづくりの基本方針」

1 計画策定の趣旨

本計画は、呉市と蒲刈町の合併後の新しいまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、第3次蒲刈町総合計画の理念を継承するとともに、第3次呉市長期総合計画との整合を図り、合併後の新市のまちづくりの目標を定め、この目標実現のための総合的な「まちづくり計画」を定めるものです。

呉市及び蒲刈町には、少子高齢化対策、産業振興、定住促進の外、特に、蒲刈町においては、地域の自然、文化はもとより、産業活動や諸施設などの地域資源を総合的に有効利用するための施策を展開していく必要があります。

合併後は、呉市の産業業務機能や高次都市機能を充実するとともに、蒲刈町の地場産業の振興や「アイランドテラピー構想」に基づく交流事業の促進など、それぞれの特性や機能を相互に生かしたまちづくりが必要です。

そのため、このまちづくりの目標に基づき、合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、総合的、計画的な施策項目の実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と市民福祉の向上を図ります。

2 まちづくりの目標

(1) 瀬戸内海の多彩な資源を生かした海洋交流都市圏の形成

新呉市は、中国・四国地域における海洋拠点都市、広島都市圏の東部拠点都市、そして、未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を充実し、さらに、国内外との多様な交流拠点機能、定住機能、滞在機能など、各地域の特性を生かした機能の分担を図ることで、圏域の一体化と一層の発展を実現します。

また、新市のまちづくりに当たっては、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性や学術研究機関などの人的資源、さらには、歴史・文化資源や豊かな自然など、多彩な地域資源を最大限活用しながら、自立した都市圏の形成を目指します。

(2) 産・学・住・遊のバランスのとれた都市的空間が享受できる都市の形成

新呉市は、拠点都市として産業業務機能や情報通信機能の充実など、高次都市機能の一層の強化を図るとともに、総合的な交通体系の整備を始め、東西・南北の都市交通軸を強化し、多様な都市機能の充実を図りながら、産業、港湾、観光、交流の連携促進を図ります。

さらには、自然環境を保全、活用するとともに、市民が安心して生活できる環境に調和した住環境の整備を始め、新しい潮流の中で21世紀の課題に対応したまちづくりを進め、市民が誇りと魅力を感じることができる都市を目指します。

3 まちづくりの基本方針

(1) だれもが活躍できる健康福祉都市の形成

21世紀のキーワードの一つである「少子・高齢化」への対応は、新市の大きな課題の一つです。

市民のだれもが生涯にわたって、心身ともに健やかで生き生きとした生活を送るには、保健・医療・福祉の連携による総合的で多様な地域福祉サービスの充実が求められています。

このため、住民相互の支え合いを基本とした共助・協働型福祉活動を推進し、地域の多様なニーズに柔軟に対応する地域福祉活動の充実を図ります。

また、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、高齢者、障害者、女性、子ども、外国人等、すべての人にやさしいまちづくりを推進し、住みやすく住んでみたい「定住するまち」を目指します。

さらには、情報技術の活用を図りながら、保健・医療・福祉の地域拠点の整備を推進し、社会全体で支える福祉サービスの充実、健康づくりの推進、地域福祉推進体制の強化を進めるとともに、消防・救急体制の強化を始め、防災、交通安全・防犯対策の推進など、安全なまちづくりを進め、市民のライフステージに合わせた、市民だれもにやさしく、また、だれもが健康で安心して生き生きと活躍できる「健康福祉都市」を目指します。

(2) 人にやさしい環境共生・教育文化都市の形成

成熟化社会の進展に伴い、個性と創造性の志向が高まり、市民一人一人が多様な価値観を認め合い、「住む」「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「憩う」「育む」「癒す」などの様々な局面で、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる、心の豊かさを育てる環境づくりは、まちづくりの重要な施策の一つです。

そのため、自然と人間が共生し持続的発展を可能とする「人と地球にやさしく環境に調和したゼロエミッション（廃棄物ゼロ）都市」を目指して、循環型社会システムを構築するとともに、上下水道や生活道路などのインフラ整備、緑地化、親水空間の創出などを図り、ゆとりと潤いのある居住環境の整備を進めます。

また、新しい時代を担う子ども達の「生きる力」を育み、心身ともにバランスのとれた発達を促すための教育環境の整備を始め、スポーツや文化・生涯学習など、市民が個性と能力を発揮し、生涯を通じて学び育む場や機会の充実を図るなど、人間形成の環境整備を進め、ゆとりと潤いのある「環境共生・教育文化都市」を目指します。

(3) 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成

これまで地域経済を支えてきた製造業、農林水産業など、既存産業の振興・育成はもとより、時代を先駆ける新産業づくりは、雇用機会の創出とともに、地域の活性化に大きく寄与するものです。

そのため、学術研究機関などの人的資源、また、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性を生かしながら、新市の立地条件や都市基盤を活用しつつ、広島国際大学や呉大学などの高等教育機関や国、県、民間の試験研究機関との連携を図り、産学官の連携による海洋環境産業や医療・福祉産業、情報・通信産業など、瀬戸内発信型の新産業の創出を図ります。

また、新市が持つ多様な歴史的・文化的な地域資源等を最大限活用し、それぞれの魅力を共有・享受することにより、多彩な光輝く地域を目指すとともに、「呉市海事博物館（仮称）」を核とした観光振興や歴史学習の場づくりなどを積極的に推進するなど、工業、商業、農林水産業、観光産業等、各産業の連携・融合化を促進し、圏域内外からの交流人口の増加を図り、地域性豊かな活力と賑わいのある「産業創造都市」を目指します。

(4) 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成

新市の地理的・歴史的特性を生かし、中国・四国地域における海洋拠点都市、広島都市圏の東部拠点都市、そして、未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を分担することで、地域の一体的な発展を図る必要があります。

そのため、国内外との多様な交流拠点機能、定住機能、さらには、滞在機能など、各地域の特性を生かした機能分担を図ることで多機能都市を形成し、地域の自立的発展を促しながら、圏域の一体化と一層の発展を図ります。

また、拠点都市としてふさわしい総合交通体系を始め、産業業務機能、情報通信機能、港湾機能の充実など、高次都市機能を強化するとともに、多様な交流機能の充実を図り、「海洋交流都市」を目指します。

(5) 効率的・効果的な行財政運営

良好な行政サービスの提供はもとより、時代の変化に対応した効率的・効果的な行財政運営を目指し、事務事業や組織機構の見直しを始め、職員の定員管理や資質向上に努めます。

また、財政基盤強化のため、自主財源の確保に努めるとともに、限りある財源を有効に活用する手法の導入を図ります。

4 呉市の役割

合併に伴い拡大する市域の一体性の確保や多様な就業・就学機会、保健・医療・福祉、文化、都市的賑わいなどのサービスや機会を提供するため、総合的な交通ネットワークの整備を始め、産業業務機能、港湾機能、情報通信機能の充実を図るとともに、保健所などを有する中核都市の機能を十分に生かし、少子・高齢化対策を始め、教育、環境、福祉施策の充実など、より一層高次都市機能を強化し、新市の拠点性の向上と地域の連携による一体的な発展を図ります。

5 蒲刈町の役割

県民の浜を中心としたマリンレクリエーション機能の整備、充実とともに、古代の塩づくり体験施設や恵みの丘などの体験型観光機能を生かした新呉市の個性ある自然体験型の観光の機能を担うことが期待されます。

また、「アイランドテラピー構想」に基づく健康の島づくりの推進や農業研修生の受け入れによる農業の担い手育成機能など、地域の貴重な資源を活用することで、これまでの呉市にはなかった役割を担うことが期待されます。

まちづくりの基本方針

施策

(主要)事業名

1 だれもが活躍できる健康福祉都市の形成

- 健康づくりの推進 ————— ・健康づくり推進事業
- 安全・安心なまちづくり ————— ・防災対策事業
- 保健・医療・福祉の機能強化 ——— ・高齢者福祉等推進事業
- 住民自治の促進と市民協働の実現 ————— ・コミュニティ支援事業

2 人にやさしい環境共生・教育文化都市の形成

- 快適な生活環境の創造 ————— ・特定環境保全公共下水道整備事業
- 循環型社会システムの形成 ——— ・資源リサイクル事業
- 学校教育・生涯学習の推進と充実 ————— ・教育環境整備事業
- スポーツ・レクリエーション機能の充実 ————— ・県民の浜整備事業

3 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成

- 既存産業の振興 ————— ・漁業基盤整備事業
- 観光の振興 ————— ・観光関連施設整備事業
- 新産業の創出 ————— ・起業化支援事業

4 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成

- 道路・交通体系の整備促進 ——— ・一般県道整備事業
- 情報通信基盤の整備促進 ————— ・地域情報化推進事業
- 港湾・交流拠点の整備促進 ————— ・農村振興総合整備事業

5 効率的・効果的な行財政運営

呉市・安浦町合併建設計画（素案）の概要 「まちづくりの基本方針」

1 計画策定の趣旨

本計画は、呉市と安浦町の合併後の新しいまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、第2期安浦町長期総合計画の理念を継承するとともに、第3次呉市長期総合計画との整合を図り、合併後の新市のまちづくりの目標を定め、この目標実現のための総合的な「まちづくり計画」を定めるものです。

呉市及び安浦町には、少子・高齢化対策、産業振興、定住促進の外、特に、安浦町においては、道路、公園、下水道など都市基盤の整備を始め、地域福祉の充実、JRの機能強化などの施策を展開していく必要があります。

合併後は、呉市の産業業務機能や高次都市機能を充実するとともに、安浦町の生活環境の充実に併せて、公共交通機関の機能強化を推進し、それぞれの特性や機能を相互に生かしたまちづくりが必要です。

そのため、このまちづくりの目標に基づき、合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、総合的、計画的な施策項目の実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と市民福祉の向上を図ります。

2 まちづくりの目標

(1) 瀬戸内海の多彩な資源を生かした海洋交流都市圏の形成

新呉市は、中国・四国地域における海洋拠点都市、広島都市圏の東部拠点都市、そして、未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を充実し、さらに、国内外との多様な交流拠点機能、定住機能、滞在機能など、各地域の特性を生かした機能の分担を図ることで、圏域の一体化と一層の発展を実現します。

また、新市のまちづくりに当たっては、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性や学術研究機関などの人的資源、さらには、歴史・文化資源や豊かな自然など、多彩な地域資源を最大限活用しながら、自立した都市圏の形成を目指します。

(2) 産・学・住・遊のバランスのとれた都市的空間が享受できる都市の形成

新呉市は、拠点都市として産業業務機能や情報通信機能の充実など、高次都市機能の一層の強化を図るとともに、総合的な交通体系の整備を始め、東西・南北の都市交通軸を強化し、多様な都市機能の充実に図りながら、産業、港湾、観光、交流の連携促進を図ります。

さらには、自然環境を保全、活用するとともに、市民が安心して生活できる環境に調和した住環境の整備を始め、新しい潮流の中で21世紀の課題に対応したまちづくりを進め、市民が誇りと魅力を感じることができる都市を目指します。

3 まちづくりの基本方針

(1) だれもが活躍できる健康福祉都市の形成

21世紀のキーワードの一つである「少子・高齢化」への対応は、新市の大きな課題の一つです。

市民のだれもが生涯にわたって、心身ともに健やかで生き生きとした生活を送るには、保健・医療・福祉の連携による総合的で多様な地域福祉サービスの充実が求められています。

このため、住民相互の支え合いを基本とした共助・協働型福祉活動を推進し、地域の多様なニーズに柔軟に対応する地域福祉活動の充実を図ります。

また、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、高齢者、障害者、女性、子ども、外国人等、すべての人にやさしいまちづくりを推進し、住みやすく住んでみたい「定住するまち」を目指します。

さらには、情報技術の活用を図りながら、保健・医療・福祉の地域拠点の整備を推進し、社会全体で支える福祉サービスの充実、健康づくりの推進、地域福祉推進体制の強化を進めるとともに、消防・救急体制の強化を始め、防災、交通安全・防犯対策の推進など、安全なまちづくりを進め、市民のライフステージに合わせた、市民だれもにやさしく、また、だれもが健康で安心して生き生きと活躍できる「健康福祉都市」を目指します。

(2) 人にやさしい環境共生・教育文化都市の形成

成熟化社会の進展に伴い、個性と創造性の志向が高まり、市民一人一人が多様な価値観を認め合い、「住む」「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「憩う」「育む」「癒す」などの様々な局面で、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる、心の豊かさを育てる環境づくりは、まちづくりの重要な施策の一つです。

そのため、自然と人間が共生し持続的発展を可能とする「人と地球にやさしく環境に調和したゼロエミッション（廃棄物ゼロ）都市」を目指して、循環型社会システムを構築するとともに、上下水道や生活道路などのインフラ整備、緑地化、親水空間の創出などを図り、ゆとりと潤いのある居住環境の整備を進めます。

また、新しい時代を担う子ども達の「生きる力」を育み、心身ともにバランスのとれた発達を促すための教育環境の整備を始め、スポーツや文化・生涯学習など、市民が個性と能力を発揮し、生涯を通じて学び育む場や機会の充実を図るなど、人間形成の環境整備を進め、ゆとりと潤いのある「環境共生・教育文化都市」を目指します。

(3) 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成

これまで地域経済を支えてきた製造業、農林水産業など、既存産業の振興・育成はもとより、時代を先駆ける新産業づくりは、雇用機会の創出とともに、地域の活性化に大きく寄与するものです。

そのため、学術研究機関などの人的資源、また、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性を生かしながら、新市の立地条件や都市基盤を活用しつつ、広島国際大学や呉大学などの高等教育機関や国、県、民間の試験研究機関との連携を図り、産学官の連携による海洋環境産業や医療・福祉産業、情報・通信産業など、瀬戸内発信型の新産業の創出を図ります。

また、新市が持つ多様な歴史的・文化的な地域資源等を最大限活用し、それぞれの魅力を共有・享受することにより、多彩な光輝く地域を目指すとともに、「呉市海事博物館（仮称）」を核とした観光振興や歴史学習の場づくりなどを積極的に推進するなど、工業，商業，農林水産業，観光産業等，各産業の連携・融合化を促進し，圏域内外からの交流人口の増加を図り，地域性豊かな活力と賑わいのある「産業創造都市」を目指します。

(4) 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成

新市の地理的・歴史的特性を生かし，中国・四国地域における海洋拠点都市，広島都市圏の東部拠点都市，そして，未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を分担することで，地域の一体的な発展を図る必要があります。

そのため，国内外との多様な交流拠点機能，定住機能，さらには，滞在機能など，各地域の特性を生かした機能分担を図ることで多機能都市を形成し，地域の自立的発展を促しながら，圏域の一体化と一層の発展を図ります。

また，拠点都市としてふさわしい総合交通体系を始め，産業業務機能，情報通信機能，港湾機能の充実など，高次都市機能を強化するとともに，多様な交流機能の充実を図り，「海洋交流都市」を目指します。

(5) 効率的・効果的な行財政運営

良好な行政サービスの提供はもとより，時代の変化に対応した効率的・効果的な行財政運営を目指し，事務事業や組織機構の見直しを始め，職員の定員管理や資質向上に努めます。

また，財政基盤強化のため，自主財源の確保に努めるとともに，限りある財源を有効に活用する手法の導入を図ります。

4 呉市の役割

合併に伴い拡大する市域の一体性の確保や多様な就業・就学機会，保健・医療・福祉，文化，都市的賑わいなどのサービスや機会を提供するため，総合的な交通ネットワークの整備を始め，産業業務機能，港湾機能，情報通信機能の充実を図るとともに，保健所などを有する中核都市の機能を十分に生かし，少子・高齢化対策を始め，教育，環境，福祉施策の充実など，より一層高次都市機能を強化し，新市の拠点性の向上と地域の連携による一体的な発展を図ります。

5 安浦町の役割

一般国道185号やJR呉線の機能強化に併せて，生活道路，下水道などの快適な居住環境の整備を推進することで，定住機能の充実，強化を図ります。

また，国立公園野呂山の優れた景観や歴史的資源の活用とともに，グリーンピア安浦の機能を生かしながら，広域的なレクリエーション機能の役割を担うことが期待されます。

まちづくりの基本方針

施策

(主要)事業名

1 だれもが活躍できる
健康福祉都市の形成

- 健康づくりの推進 ———— ・健康づくり推進事業
- 安全・安心なまちづくり ———— ・防災対策事業
- 保健・医療・福祉の機能強化 ———— ・高齢者福祉等推進事業
- 住民自治の促進と市民協働の実現 ———— ・コミュニティ支援事業

2 人にやさしい環境共
生・教育文化都市の
形成

- 快適な生活環境の創造 ———— ・公共下水道整備事業
・特定環境保全公共下水
道整備事業
- 循環型社会システムの形成 ———— ・資源リサイクル事業
- 学校教育・生涯学習の推進と充実 ———— ・教育環境整備事業
- スポーツ・レクリエーション機能の充実 ———— ・公園整備事業

3 多彩な地域資源を生
かした産業創造都市
の形成

- 既存産業の振興 ———— ・農林道整備事業
- 観光の振興 ———— ・観光関連施設整備事業
- 新産業の創出 ———— ・起業化支援事業

4 持続的活力を持つ海
洋交流都市の形成

- 道路・交通体系の整備促進 ———— ・一般県道整備事業
- 情報通信基盤の整備促進 ———— ・地域情報化推進事業
- 港湾・交流拠点の整備促進 ———— ・公園整備事業

5 効率的・効果的な行
財政運営

呉市・豊浜町合併建設計画（素案）の概要 「まちづくりの基本方針」

1 計画策定の趣旨

本計画は、呉市と豊浜町の合併後の新しいまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、第2次豊浜町総合計画の理念を継承するとともに、第3次呉市長期総合計画との整合を図り、合併後の新市のまちづくりの目標を定め、この目標実現のための総合的な「まちづくり計画」を定めるものです。

呉市及び豊浜町には、少子・高齢化対策、産業振興、定住促進の外、特に、豊浜町においては、地域の自然、文化はもとより、産業活動や諸施設などの地域資源を総合的に有効利用するための施策を展開していく必要があります。

合併後は、呉市の産業業務機能や高次都市機能を充実するとともに、豊浜町の地場産業の振興や歴史体験機能の充実による交流事業の促進など、それぞれの特性や機能を相互に生かしたまちづくりが必要です。

そのため、このまちづくりの目標に基づき、合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、総合的、計画的な施策項目の実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と市民福祉の向上を図ります。

2 まちづくりの目標

(1) 瀬戸内海の多彩な資源を生かした海洋交流都市圏の形成

新呉市は、中国・四国地域における海洋拠点都市、広島都市圏の東部拠点都市、そして、未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を充実し、さらに、国内外との多様な交流拠点機能、定住機能、滞在機能など、各地域の特性を生かした機能の分担を図ることで、圏域の一体化と一層の発展を実現します。

また、新市のまちづくりに当たっては、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性や学術研究機関などの人的資源、さらには、歴史・文化資源や豊かな自然など、多彩な地域資源を最大限活用しながら、自立した都市圏の形成を目指します。

(2) 産・学・住・遊のバランスのとれた都市的空間が享受できる都市の形成

新呉市は、拠点都市として産業業務機能や情報通信機能の充実など、高次都市機能の一層の強化を図るとともに、総合的な交通体系の整備を始め、東西・南北の都市交通軸を強化し、多様な都市機能の充実を図りながら、産業、港湾、観光、交流の連携促進を図ります。

さらには、自然環境を保全、活用するとともに、市民が安心して生活できる環境に調和した住環境の整備を始め、新しい潮流の中で21世紀の課題に対応したまちづくりを進め、市民が誇りと魅力を感じることができる都市を目指します。

3 まちづくりの基本方針

(1) だれもが活躍できる健康福祉都市の形成

21世紀のキーワードの一つである「少子・高齢化」への対応は、新市の大きな課題の一つです。

市民のだれもが生涯にわたって、心身ともに健やかで生き生きとした生活を送るには、保健・医療・福祉の連携による総合的で多様な地域福祉サービスの充実が求められています。

このため、住民相互の支え合いを基本とした共助・協働型福祉活動を推進し、地域の多様なニーズに柔軟に対応する地域福祉活動の充実を図ります。

また、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、高齢者、障害者、女性、子ども、外国人等、すべての人にやさしいまちづくりを推進し、住みやすく住んでみたい「定住するまち」を目指します。

さらには、情報技術の活用を図りながら、保健・医療・福祉の地域拠点の整備を推進し、社会全体で支える福祉サービスの充実、健康づくりの推進、地域福祉推進体制の強化を進めるとともに、消防・救急体制の強化を始め、防災、交通安全・防犯対策の推進など、安全なまちづくりを進め、市民のライフステージに合わせた、市民だれもにやさしく、また、だれもが健康で安心して生き生きと活躍できる「健康福祉都市」を目指します。

(2) 人にやさしい環境共生・教育文化都市の形成

成熟化社会の進展に伴い、個性と創造性の志向が高まり、市民一人一人が多様な価値観を認め合い、「住む」「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「憩う」「育む」「癒す」などの様々な局面で、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる、心の豊かさを育てる環境づくりは、まちづくりの重要な施策の一つです。

そのため、自然と人間が共生し持続的発展を可能とする「人と地球にやさしく環境に調和したゼロエミッション（廃棄物ゼロ）都市」を目指して、循環型社会システムを構築するとともに、上下水道や生活道路などのインフラ整備、緑地化、親水空間の創出などを図り、ゆとりと潤いのある居住環境の整備を進めます。

また、新しい時代を担う子ども達の「生きる力」を育み、心身ともにバランスのとれた発達を促すための教育環境の整備を始め、スポーツや文化・生涯学習など、市民が個性と能力を発揮し、生涯を通じて学び育む場や機会の充実を図るなど、人間形成の環境整備を進め、ゆとりと潤いのある「環境共生・教育文化都市」を目指します。

(3) 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成

これまで地域経済を支えてきた製造業、農林水産業など、既存産業の振興・育成はもとより、時代を先駆ける新産業づくりは、雇用機会の創出とともに、地域の活性化に大きく寄与するものです。

そのため、学術研究機関などの人的資源、また、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性を生かしながら、新市の立地条件や都市基盤を活用しつつ、広島国際大学や呉大学などの高等教育機関や国、県、民間の試験研究機関との連携を図り、産学官の連携による海洋環境産業や医療・福祉産業、情報・通信産業など、瀬戸内発信型の新産業の創出を図ります。

また、新市が持つ多様な歴史的・文化的な地域資源等を最大限活用し、それぞれの魅力を共有・享受することにより、多彩な光輝く地域を目指すとともに、「呉市海事博物館（仮称）」を核とした観光振興や歴史学習の場づくりなどを積極的に推進するなど、工業、商業、農林水産業、観光産業等、各産業の連携・融合化を促進し、圏域内外からの交流人口の増加を図り、地域性豊かな活力と賑わいのある「産業創造都市」を目指します。

(4) 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成

新市の地理的・歴史的特性を生かし、中国・四国地域における海洋拠点都市、広島都市圏の東部拠点都市、そして、未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を分担することで、地域の一体的な発展を図る必要があります。

そのため、国内外との多様な交流拠点機能、定住機能、さらには、滞在機能など、各地域の特性を生かした機能分担を図ることで多機能都市を形成し、地域の自立的発展を促しながら、圏域の一体化と一層の発展を図ります。

また、拠点都市としてふさわしい総合交通体系を始め、産業業務機能、情報通信機能、港湾機能の充実など、高次都市機能を強化するとともに、多様な交流機能の充実を図り、「海洋交流都市」を目指します。

(5) 効率的・効果的な行財政運営

良好な行政サービスの提供はもとより、時代の変化に対応した効率的・効果的な行財政運営を目指し、事務事業や組織機構の見直しを始め、職員の定員管理や資質向上に努めます。

また、財政基盤強化のため、自主財源の確保に努めるとともに、限りある財源を有効に活用する手法の導入を図ります。

4 呉市の役割

合併に伴い拡大する市域の一体性の確保や多様な就業・就学機会、保健・医療・福祉、文化、都市的賑わいなどのサービスや機会を提供するため、総合的な交通ネットワークの整備を始め、産業業務機能、港湾機能、情報通信機能の充実を図るとともに、保健所などを有する中核都市の機能を十分に生かし、少子・高齢化対策を始め、教育、環境、福祉施策の充実など、より一層高次都市機能を強化し、新市の拠点性の向上と地域の連携による一体的な発展を図ります。

5 豊浜町の役割

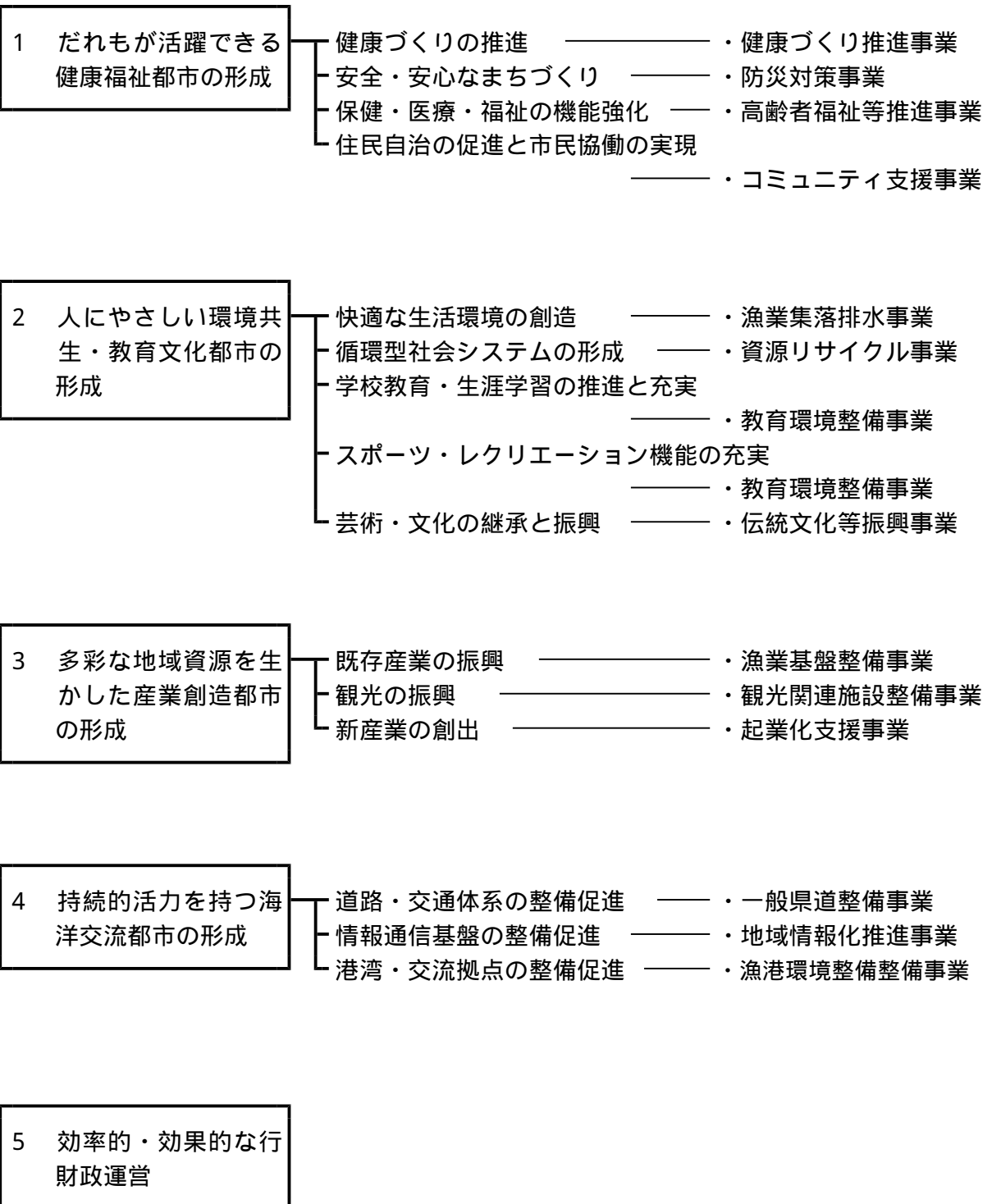
安芸灘 3 号橋の早期完成を目指し、新たな時代の中で若者が定住し、ふれあいのある豊かなまち「ふれあいの島」を目指すための施策展開を図ります。

また、豊浜町の伝統的基幹産業である漁業を核とした産業振興に努めるとともに、観光漁業やあびの里いつきなど、瀬戸内海の豊かな自然を活用した個性ある交流・観光機能を担うことが期待されます。

まちづくりの基本方針

施策

(主要)事業名



呉市・豊町合併建設計画（素案）の概要 「まちづくりの基本方針」

1 計画策定の趣旨

本計画は、呉市と豊町の合併後の新しいまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、第2次豊町長期総合計画の理念を継承するとともに、第3次呉市長期総合計画との整合を図り、合併後の新市のまちづくりの目標を定め、この目標実現のための総合的な「まちづくり計画」を定めるものです。

呉市及び豊町には、少子・高齢化対策、産業振興、定住促進の外、特に、豊町においては、人々の心や自然・文化の豊かさに根ざした、魅力ある、ふれあいと交流のまちを実現するための施策を展開していく必要があります。

合併後は、呉市の産業業務機能や高次都市機能を充実するとともに、豊町の地場産業の振興や重要伝統的建造物群の充実による交流事業の促進など、それぞれの特性や機能を相互に生かしたまちづくりが必要です。

そのため、このまちづくりの目標に基づき、合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、総合的、計画的な施策項目の実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と市民福祉の向上を図ります。

2 まちづくりの目標

(1) 瀬戸内海の多彩な資源を生かした海洋交流都市圏の形成

新呉市は、中国・四国地域における海洋拠点都市、広島都市圏の東部拠点都市、そして、未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を充実し、さらに、国内外との多様な交流拠点機能、定住機能、滞在機能など、各地域の特性を生かした機能の分担を図ることで、圏域の一体化と一層の発展を実現します。

また、新市のまちづくりに当たっては、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性や学術研究機関などの人的資源、さらには、歴史・文化資源や豊かな自然など、多彩な地域資源を最大限活用しながら、自立した都市圏の形成を目指します。

(2) 産・学・住・遊のバランスのとれた都市的空間が享受できる都市の形成

新呉市は、拠点都市として産業業務機能や情報通信機能の充実など、高次都市機能の一層の強化を図るとともに、総合的な交通体系の整備を始め、東西・南北の都市交通軸を強化し、多様な都市機能の充実を図りながら、産業、港湾、観光、交流の連携促進を図ります。

さらには、自然環境を保全、活用するとともに、市民が安心して生活できる環境に調和した住環境の整備を始め、新しい潮流の中で21世紀の課題に対応したまちづくりを進め、市民が誇りと魅力を感じることができる都市を目指します。

3 まちづくりの基本方針

(1) だれもが活躍できる健康福祉都市の形成

21世紀のキーワードの一つである「少子・高齢化」への対応は、新市の大きな課題の一つです。

市民のだれもが生涯にわたって、心身ともに健やかで生き生きとした生活を送るには、保健・医療・福祉の連携による総合的で多様な地域福祉サービスの充実が求められています。

このため、住民相互の支え合いを基本とした共助・協働型福祉活動を推進し、地域の多様なニーズに柔軟に対応する地域福祉活動の充実を図ります。

また、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、高齢者、障害者、女性、子ども、外国人等、すべての人にやさしいまちづくりを推進し、住みやすく住んでみたい「定住するまち」を目指します。

さらには、情報技術の活用を図りながら、保健・医療・福祉の地域拠点の整備を推進し、社会全体で支える福祉サービスの充実、健康づくりの推進、地域福祉推進体制の強化を進めるとともに、消防・救急体制の強化を始め、防災、交通安全・防犯対策の推進など、安全なまちづくりを進め、市民のライフステージに合わせた、市民だれもにやさしく、また、だれもが健康で安心して生き生きと活躍できる「健康福祉都市」を目指します。

(2) 人にやさしい環境共生・教育文化都市の形成

成熟化社会の進展に伴い、個性と創造性の志向が高まり、市民一人一人が多様な価値観を認め合い、「住む」「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「憩う」「育む」「癒す」などの様々な局面で、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる、心の豊かさを育てる環境づくりは、まちづくりの重要な施策の一つです。

そのため、自然と人間が共生し持続的発展を可能とする「人と地球にやさしく環境に調和したゼロエミッション（廃棄物ゼロ）都市」を目指して、循環型社会システムを構築するとともに、上下水道や生活道路などのインフラ整備、緑地化、親水空間の創出などを図り、ゆとりと潤いのある居住環境の整備を進めます。

また、新しい時代を担う子ども達の「生きる力」を育み、心身ともにバランスのとれた発達を促すための教育環境の整備を始め、スポーツや文化・生涯学習など、市民が個性と能力を発揮し、生涯を通じて学び育む場や機会の充実を図るなど、人間形成の環境整備を進め、ゆとりと潤いのある「環境共生・教育文化都市」を目指します。

(3) 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成

これまで地域経済を支えてきた製造業、農林水産業など、既存産業の振興・育成はもとより、時代を先駆ける新産業づくりは、雇用機会の創出とともに、地域の活性化に大きく寄与するものです。

そのため、学術研究機関などの人的資源、また、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性を生かしながら、新市の立地条件や都市基盤を活用しつつ、広島国際大学や呉大学などの高等教育機関や国、県、民間の試験研究機関との連携を図り、産学官の連携による海洋環境産業や医療・福祉産業、情報・通信産業など、瀬戸内発信型の新産業の創出を図ります。

また、新市が持つ多様な歴史的・文化的な地域資源等を最大限活用し、それぞれの魅力を共有・享受することにより、多彩な光輝く地域を目指すとともに、「呉市海事博物館（仮称）」を核とした観光振興や歴史学習の場づくりなどを積極的に推進するなど、工業、商業、農林水産業、観光産業等、各産業の連携・融合化を促進し、圏域内外からの交流人口の増加を図り、地域性豊かな活力と賑わいのある「産業創造都市」を目指します。

(4) 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成

新市の地理的・歴史的特性を生かし、中国・四国地域における海洋拠点都市、広島都市圏の東部拠点都市、そして、未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を分担することで、地域の一体的な発展を図る必要があります。

そのため、国内外との多様な交流拠点機能、定住機能、さらには、滞在機能など、各地域の特性を生かした機能分担を図ることで多機能都市を形成し、地域の自立的発展を促しながら、圏域の一体化と一層の発展を図ります。

また、拠点都市としてふさわしい総合交通体系を始め、産業業務機能、情報通信機能、港湾機能の充実など、高次都市機能を強化するとともに、多様な交流機能の充実を図り、「海洋交流都市」を目指します。

(5) 効率的・効果的な行財政運営

良好な行政サービスの提供はもとより、時代の変化に対応した効率的・効果的な行財政運営を目指し、事務事業や組織機構の見直しを始め、職員の定員管理や資質向上に努めます。

また、財政基盤強化のため、自主財源の確保に努めるとともに、限りある財源を有効に活用する手法の導入を図ります。

4 呉市の役割

合併に伴い拡大する市域の一体性の確保や多様な就業・就学機会、保健・医療・福祉、文化、都市的賑わいなどのサービスや機会を提供するため、総合的な交通ネットワークの整備を始め、産業業務機能、港湾機能、情報通信機能の充実を図るとともに、保健所などを有する中核都市の機能を十分に生かし、少子・高齢化対策を始め、教育、環境、福祉施策の充実など、より一層高次都市機能を強化し、新市の拠点性の向上と地域の連携による一体的な発展を図ります。

5 豊町の役割

重要伝統的建造物群保存地区である御手洗の町並みなど、豊かな個性を生かし、新呉市の歴史・文化ゾーンとして、一層の整備を図ります。

また、安芸灘3号橋の早期完成を目指すとともに、港町の歴史やみかん産業など、豊町の特色の活用を図ることで、観光産業機能、瀬戸内歴史・文化体験機能を担うことが期待できます。

まちづくりの基本方針

施策

(主要)事業名

1 だれもが活躍できる
健康福祉都市の形成

- 健康づくりの推進 ———— ・健康づくり推進事業
- 安全・安心なまちづくり ———— ・防災対策事業
- 保健・医療・福祉の機能強化 ———— ・高齢者福祉等推進事業
- 住民自治の促進と市民協働の実現 ———— ・コミュニティ支援事業

2 人にやさしい環境共
生・教育文化都市の
形成

- 快適な生活環境の創造 ———— ・街なみ環境整備事業
・農業集落排水事業
- 循環型社会システムの形成 ———— ・資源リサイクル事業
- 学校教育・生涯学習の推進と充実 ———— ・教育環境整備事業
- スポーツ・レクリエーション機能の充実 ———— ・体育施設環境整備事業
- 芸術・文化の継承と振興 ———— ・伝統文化等振興事業

3 多彩な地域資源を生
かした産業創造都市
の形成

- 既存産業の振興 ———— ・畑地帯総合整備事業
- 観光の振興 ———— ・観光関連施設整備事業
- 新産業の創出 ———— ・起業化支援事業

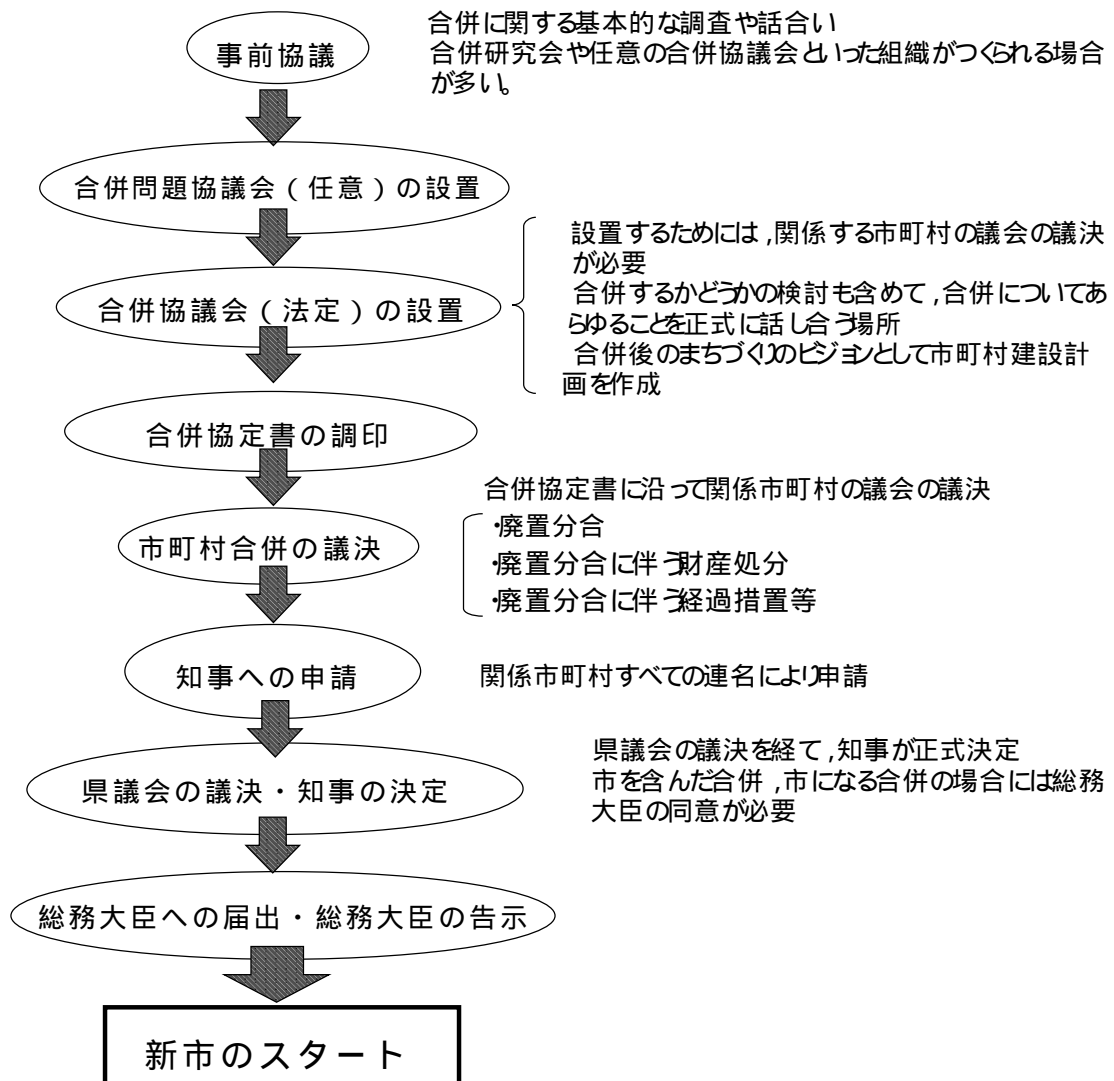
4 持続的活力を持つ海
洋交流都市の形成

- 道路・交通体系の整備促進 ———— ・一般県道整備事業
- 情報通信基盤の整備促進 ———— ・地域情報化推進事業
- 港湾・交流拠点の整備促進 ———— ・港湾海岸保全施設事業

5 効率的・効果的な行
財政運営

任意協議会と法定協議会

区 分	任 意 協 議 会	法 定 協 議 会
根 拠 法 令	なし	地方自治法第252条の2 合併特例法第3条
議 会 手 続 き	なし	議会の議決が設置要件
県 へ の 手 続 き	なし	県知事への設置の届出
法 人 格	なし	なし
役 割	合併問題に関する調査検討 行政内容の比較検討 住民啓発及び機運醸成	市町村建設計画の作成 合併協定項目に関する協議等
構 成 メ ン バ ー	関係市町村の議会の議員 関係市町村の首長その他の職員 学識経験者	関係市町村の議会の議員 関係市町村の首長その他の職員 学識経験者



「市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)」

(昭和40年法律第6号)の概要

(平成17年3月31日までに行われた市町村の合併について適用)

1 趣旨 (第1条)

市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的とする。

2 合併協議会 (第3条)

合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置する。

合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任する。このほか、委員については、請求代表者又は同一請求代表者を加えることができる。

3 住民発議制度 (第4条、第4条の2)

有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる。

全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

合併協議会設置協議についての議会審議においては、請求を行った代表者は意見を述べる機会を与えられなければならない。

議会の審議において合併協議会設置協議が否決された場合には、市町村長による請求又はこれがなかった場合における有権者の6分の1以上の署名による請求により、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。有効投票総数の過半数の賛成があったときは、議会の議決があったものとみなす。

4 市町村建設計画 (第5条)

合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成する。

また、合併市町村は、あらかじめ都道府県知事に協議し、議会の議決を経て、計画を変更することができる。

なお、住民発議により設置された合併協議会においては、市町村建設計画の作成等の状況を、合併協議会の設置の日から6ヶ月以内に請求代表者に通知するとともに、公表しなければならない。

5 市となるべき要件の特例 (第5条の2、第5条の3、附則第2条の2)

平成16年3月31日までに、合併する場合に限り、市制施行のための要件を、人口3万以上とするとともに、連たん要件等の人口以外の要件を不要とする。

平成16年4月1日から平成17年3月31日までに、合併する場合に限り、市制施行のための人口に関する要件は、4万以上とする(連たん要件等の人口以外の要件は必要)。

なお、市の全域を含む区域をもって平成17年3月31日までに行われる新設合併にあっては、市制施行のための要件をいずれか備えていない場合でも備えているものとみなす。

6 地域審議会 (第5条の4)

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会(地域審議会)を置くことができる。

7 議会の議員の定数・在任に関する特例 (第6条、第7条)

(1) 新設合併の場合

1) 定数特例を活用する場合(設置選挙を実施)

合併市町村の議員定数の2倍まで定数増(最初の任期)

2) 在任特例を活用する場合

合併前の議員が2年までの期間在任が可能

(2) 編入合併の場合

1) 定数特例を活用する場合(増員選挙を実施)

増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

定数増: (編入先の旧定数) × (被編入の旧人口) / (編入先の旧人口)

増員選挙による任期: 編入先の市町村の議員の残任期間

2) 在任特例を活用する場合

編入先の議員の任期まで在任が可能

さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

8 市町村の議会の議員の退職年金に関する特例 (第7条の2)

関係市町村の議会の議員のうち、合併がなければ退職年金の在職期間の要件(在職12年以上)を満たすこととなる者は、当該要件を満たしているとみなす。

9 農業委員会の委員の任期等に関する特例 (第8条)

選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができる。

10 職員の身分の取扱い (第9条)

一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、また公正に取り扱わなければならない。

11 一部事務組合等に関する特例 (第9条の2)

一部事務組合又は広域連合の構成団体のうち一団体以外のすべての市町村が、新設合併又は編入されることにより廃止される場合には、関係地方公共団体の協議による規約の改正等によって、合併後も当該一部事務組合又は広域連合が存続することができる。

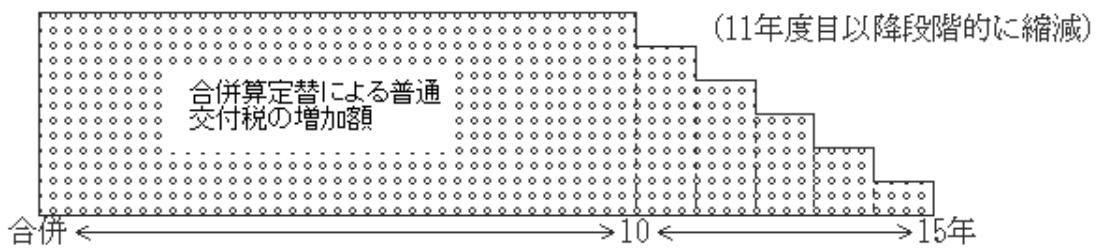
12 地方税に関する特例 (第10条)

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

合併により新たに人口30万以上の市となった場合における当該市に対する事業所税の課税団体の指定は合併の日から起算して5年間に行わないものとする。ただし、合併市の人口が、30万を合併関係市町村の人口のうち最も多いもので除して得た数値に、合併市町村の人口を乗じて得た人口以上となった場合はこの限りでないものとする。

13 地方交付税の額の算定の特例 (第11条)

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。



14 地方債の特例等 (第 11 条の2)

(1) 市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入する。

- 1) 一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等
- 2) 地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て

(2) 「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について特別の配慮をする。

15 災害復旧事業費の国庫負担等の特例 (第 13 条)

災害等に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないようにする。

16 流域下水道に関する特例 (第 14 条)

流域下水道の関係市町村が、合併により一の市町村となった場合、都道府県と関係市町村の協議により、合併の日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までの範囲で当該協議で定める期間に限り、当該下水道を流域下水道とみなし、下水道法の規定を適用する。

17 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例 (第 15 条)

一定期間に限り、従前の選挙区によるか、または合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。

18 国、都道府県等の協力等 (第 16 条)

(1) 国の役割

- 1) 都道府県及び市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施

- 2) 合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置
- (2) 都道府県の責務
- 1) 市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
 - 2) 市町村の求めに応じた市町村相互間の必要な調整
 - 3) 市町村建設計画の達成のための事業の実施その他の必要な措置

19 **合併協議会設置の勧告** (第 16 条の 2)

都道府県知事が公益上必要と認める場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置の勧告をする場合には、あらかじめ関係市町村の意見を聴くとともに、勧告した場合には、その旨を公表しなければならない。

20 **特別区に関する特例** (第 17 条)

この法律の規定は、地方交付税の額の算定に関する規定(第 11 条及び第 11 条の 2 第 2 項)を除き、特別区にも適用される。

21 **罰則** (第 18 条、第 19 条)

合併協議会の設置の直接請求における署名の収集については、署名に関する自由妨害、署名の偽造、署名数の増減、関係書類の抑留・毀損・奪取、違法な氏名代筆行為、違法な手続による署名収集を行った者に対して罰則が適用され、署名の効力を市町村選挙管理委員会において決定する場合には、出頭・証言の拒否、虚偽の陳述を行った者に対して罰則が適用される。

[参考] **過疎地域自立促進特別措置法(過疎法)(平成 12 年法律第 15 号)上の合併特例**(平成 12 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで)

市町村の合併があった場合の特例 (過疎法第 33 条第 2 項)

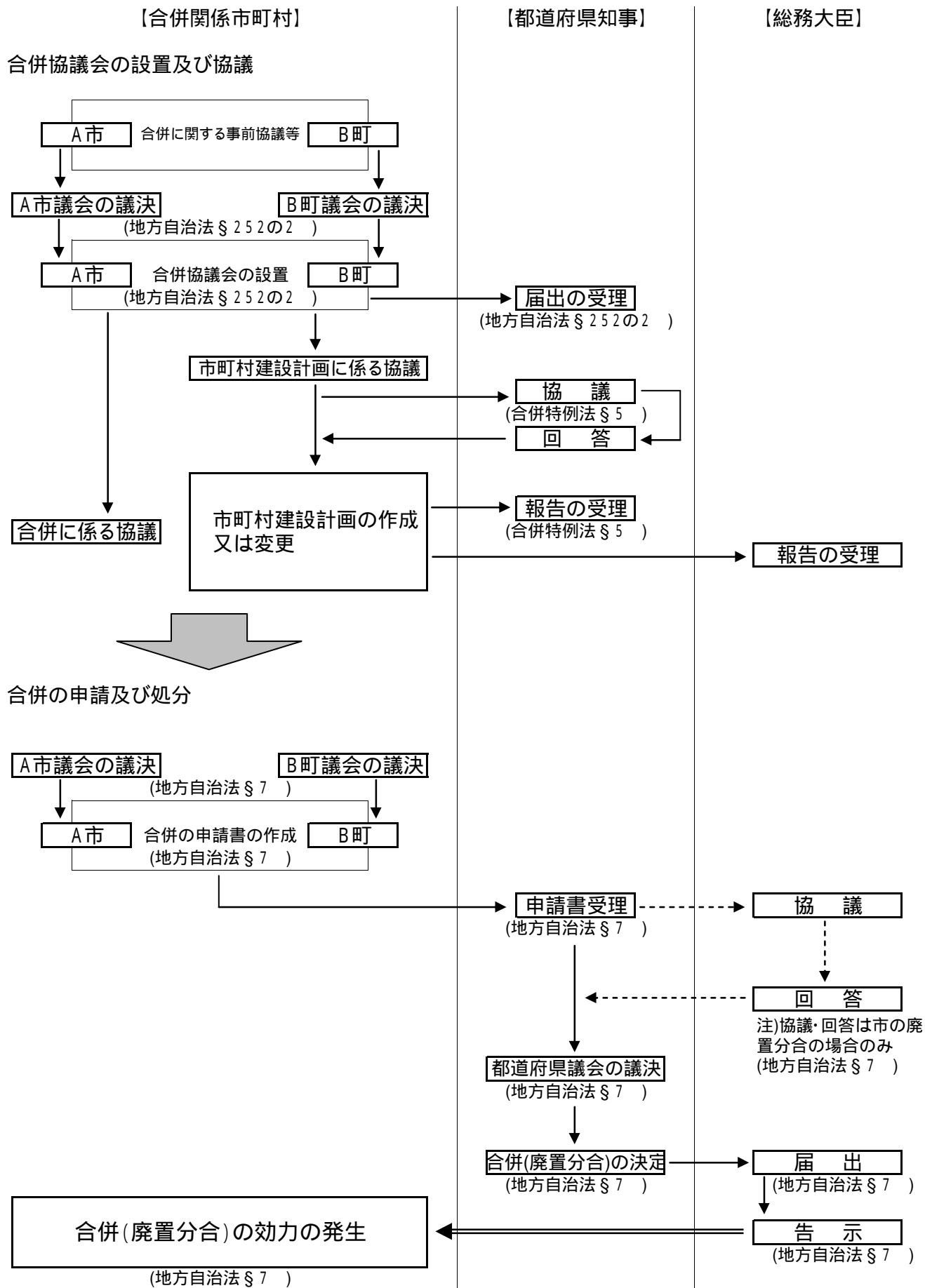
過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち旧過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用する。

合併形態による相違点

区 分		編 入 合 併	新 設 合 併
合併市町村の名称		編入する市町村の名称。	新たに定める。
事務所の位置		編入する市町村の事務所の位置が一般的。	新たに定める。
議 会 議 員	原 則	編入する市町村の議員は在任し、編入される市町村の議員は身分を失う。(地方自治法に定められる議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができ、任期は編入する市町村の議員の残任期間)	(1)合併関係市町村の議員は身分を失う。 (2)地方自治法に定める定数の議員の選挙(設置選挙)を行い、新議員を選出。任期は設置選挙の日から4年。
	特 例	(定数特例) 編入する市町村議会の議員の任期相当期間について、人口に応じ、合併市町村の議員定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設け定数配分が可能。 (在任特例) 編入される市町村議会の議員で合併市町村議会の被選挙権を有する者について、編入する市町村議会の議員の残任期間相当在任可能。 合併時に特例制度を適用の場合、合併後最初に行われる一般選挙について定数特例の適用が可能。	(定数特例) 設置選挙により選出される議員の任期に限り法定数の2倍まで増員可能。 (在任特例) 合併関係市町村の議会議員で合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者は、全員2年以内の間引き続き在任可能。
農 業 委 員 会 委 員	原 則	編入される市町村の委員は身分を失い、編入する市町村の委員はそのまま在任	合併関係市町村の委員は身分を失い、選挙及び選任により新たに委員を選出
	特 例	編入される市町村の選挙による委員のうち合併市町村の委員の被選挙権を有する者は、40人までの範囲で編入する市町村の委員の在任期間在任可能。	合併関係市町村の選挙による委員のうち、合併市町村の委員の被選挙権を有する者は、10～80人の範囲で1年以内の間在任可能。
特別職		編入される市町村の特別職は失職する。	合併関係市町村の特別職は全員失職する。(新市の首長は選挙により選出。助役等は新たに任命。)
一般職の職員		編入される市町村の職員は、全員編入する市町村に引き継がれる。	消滅する合併関係市町村の職員は全員失職し、全員合併市町村に引き継がれる。
条例・規則		編入される市町村の条例・規則は失効し、編入する市町村の条例・規則に統一される。	合併関係市町村の条例・規則は全て失効し、合併市町村において新たに制定することとなる。
建設計画の作成		少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。	合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。

(注) 農業委員会の委員については、合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合について記載。

市町村合併の手続きの概要



呉市行政機構図

資料 5

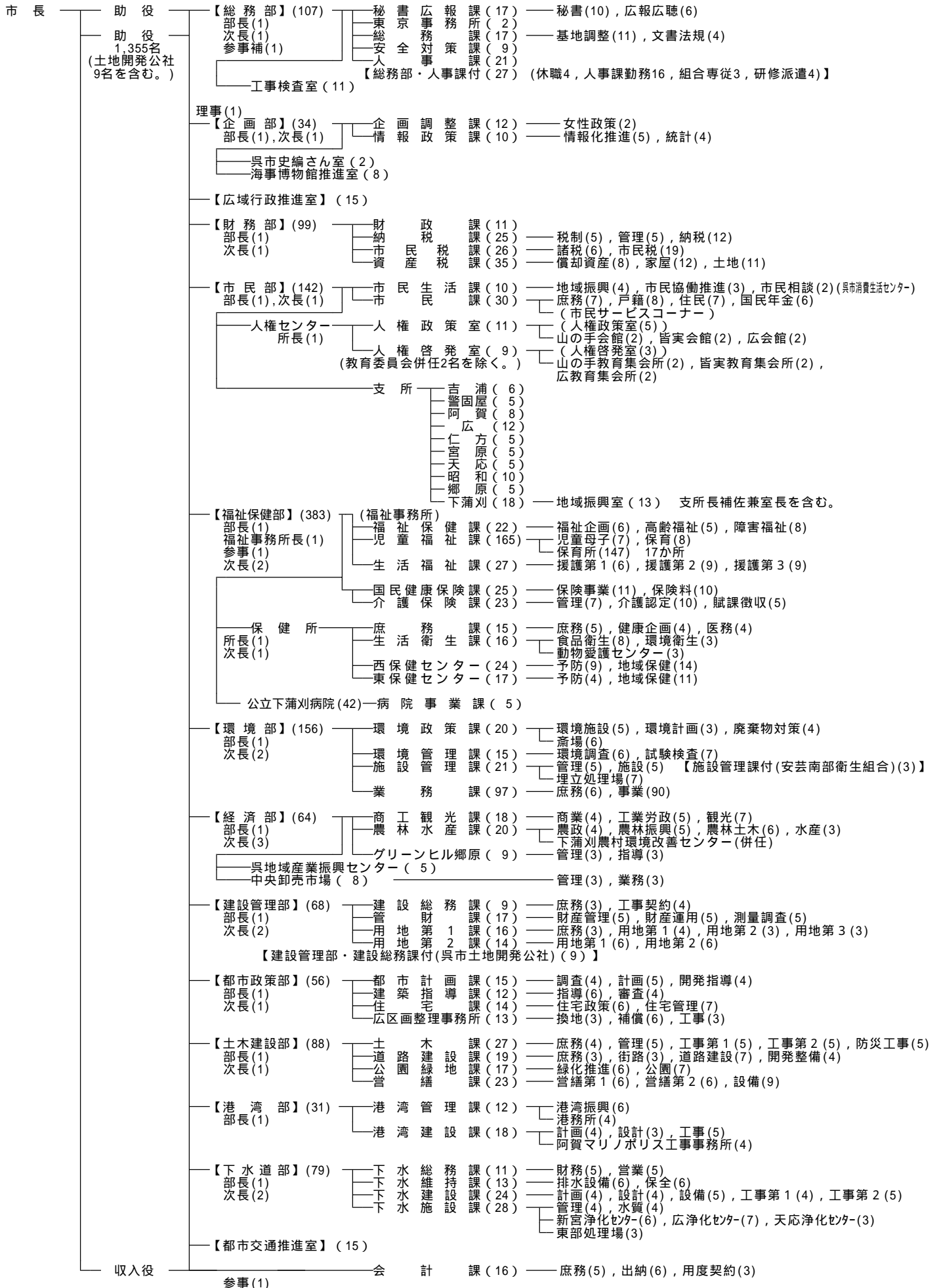
・市長事務部局

平成15年4月1日

(14部/8部課中間組織/51課/133係(10支所, 17保育所は除く。))

()は、再任用職員を除く正規職員数

課等の職員数は、課長兼務の次長・参事補を含む。係の職員数は、単独設置の主幹及び課長補佐を除く。



・消防 (2部3課1室25係)
【消防局】(328)

消防長(1), 次長(1)

総務課(10) — 庶務(2), 企画広報(2), 経理(3), 消防団(2)
警防課(9) — 警防(2), 救急救助(2), 調査(2), 装備(2)
通信指令室(13) — 通信第1(6), 通信第2(6)
予防課(8) — 予防(2), 危険物(2), 指導(3)
【総務課付(7) (消防学校入校3, 研修派遣2, 総務課勤務2)】

西消防署(126)
署長(1), 副署長(1)

庶務(2), 警防(2), 警防第1(4), 警防第2(4), 予防(4), 査察(4)

東消防署(152)
署長(1), 副署長(1)

庶務(2), 警防(2), 警防第1(4), 警防第2(4), 予防(4), 査察(4)

防災センター(1)

・水道事業 (2部6課24係)
【水道局】(200)

水道企業管理者

【業務部】(62)
部長(1)
次長(1)

総務課(19) — 総務(5), 企画調整(5), 職員(5), 管財(3)
経理課(15) — 経理(9), 資材(5)
営業課(26) — 業務(4), 相談(4), 料金(17)

【工務部】(138)
部長(1)

工務課(29) — 庶務(4), 計画(7), 管路情報(3), 建設(14)
配水課(41) — 事務(4), 維持(27), 給水装置(9)
浄水課(67) — 施設管理(5), 電機(6)
平原浄水場(13), 宮原浄水場(16), 本庄浄水場(13), 三永水源池(2), 二級水源池(3), 水質試験所(8)

・交通事業 (1室6課15係5所)
【交通局】(333)

交通企業管理者

次長(1)
参事(1)

総務課(7) — 総務広報(2), 人事(4)
経営企画課(9) — 経営企画(4), 契約用度(3), 精算(1)
営業課(7) — 貸切観光(3), 案内乗車券(2)
整備課(19) — 整備(11), 警固屋整備(3), 東整備(4)

輸送対策室

輸送計画課(9) — 事業計画(3), 路線計画(5)
輸送管理課(280) — 輸送管理(2), 教習(2), 事故対策(3)

警固屋営業所(72) — 江能出張所(12)
東営業所(106)
昭和営業所(52) — 中央出張所(30)

・国民宿舎事業

国民宿舎音戸ロッジ(16)

・議会 (2課3係)

事務局(18)
局長(1)

庶務課(8) — 庶務(7)
議事課(9) — 議事(5), 調査記録(3)

・教育委員会 (2部6課12係)
【事務局】(307)
(教育長)
理事(1)

【教育総務部】(134)
部長(1)
次長(2)

総務課(7) — 総務(5)
生涯学習課(13) — 社会教育(5), 家庭教育(4), 文化(3)
管理課(10) — 経理(3), 施設(5)
スポーツ振興課(10) — スポーツ振興(8)

公民館 — 中央(5)
— 阿賀(1)
— 昭和東(2)
— 昭和(5)
— 郷原(1)
— 天応(1)
— 吉浦(1)
— 仁方(1)
— 広(1)
— 二川(2)
— 宮原(2)
— 警固屋(2)
— 下蒲刈(2)

文化フロア(1)
中央図書館(16) — 図書(8)
— 広図書館(2), 昭和図書館(2)

美術館(6)
入船山記念館(2)
広青年教育センター(3) — 大空山青年の家(2)
— 野外活動センター(兼務)
— 視聴覚ライブラリー(兼務)
— 管理運営(5)

文化ホール(7)
蘭島文化振興施設(24)
総合体育館(オカリナ)(3)
体育館(兼務), 大空山体育館(兼務), 昭和体育館(兼務), 警固屋体育館(兼務), 下蒲刈体育館(兼務), スポーツ会館(兼務), 広武道場(兼務), 温水プール(1)

【学校教育部】(31)
部長(兼務)
次長(1)
参事補(1)

学校教育課(19) — 庶務(4), 教職員(3), 教育指導(8)
(人権啓発室併任2名を含む。)
学校安全課(10) — 保健給食(4), 生徒指導(4)
青少年指導センター(兼務)

小学校(39校)(81)
中学校(20校)(16)
高等学校(1校)(44)

・選挙管理委員会

事務局(6) — 選挙(4)
局長(1)

・監査委員

事務局(7)
局長(1)

・農業委員会

事務局(6) — 農地営農(4)
局長(1)

・公平委員会

事務局(併任)

・固定資産評価審査委員会

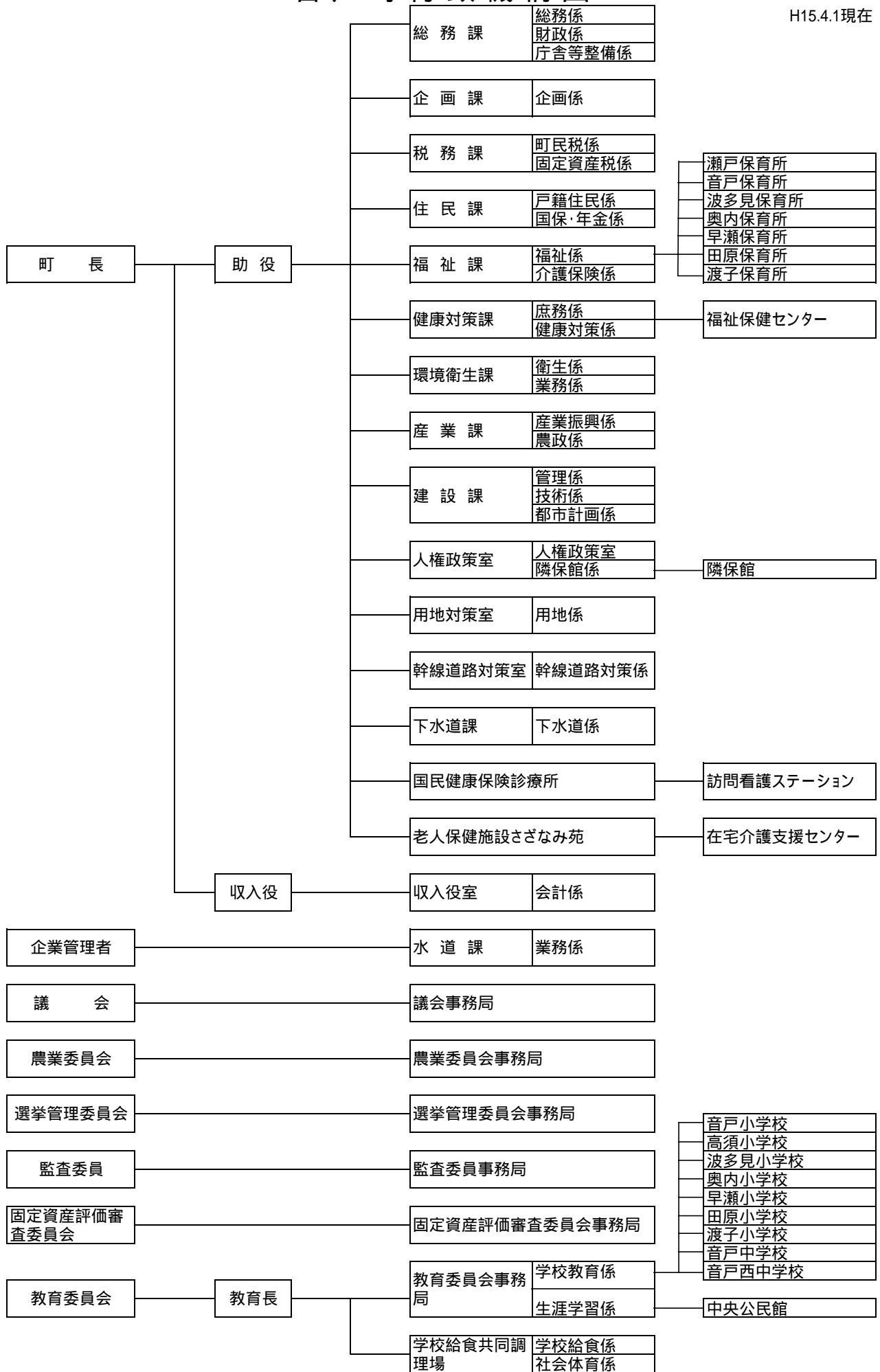
平成15年4月1日現在職員数等 (単位:人)

区分	職員定数	職員現員数	再任用職員数
市長事務局の職員	140	135	5
消防局の職員	338	328	10
水道局の職員	270	200	70
交通局の職員	520	333	187
国民宿舎事務局の職員	75	16	59
議会事務局の職員	21	18	3
教育委員会事務局の職員	377	307	70
選挙管理委員会事務局の職員	10	6	4
監査委員事務局の職員	7	7	0
農業委員会事務局の職員	9	6	3
公平委員事務局の職員	1	0	1
合計	3,028	2,576	452

市長・助役・収入役・企業管理者・教育長は職員数に含まない。

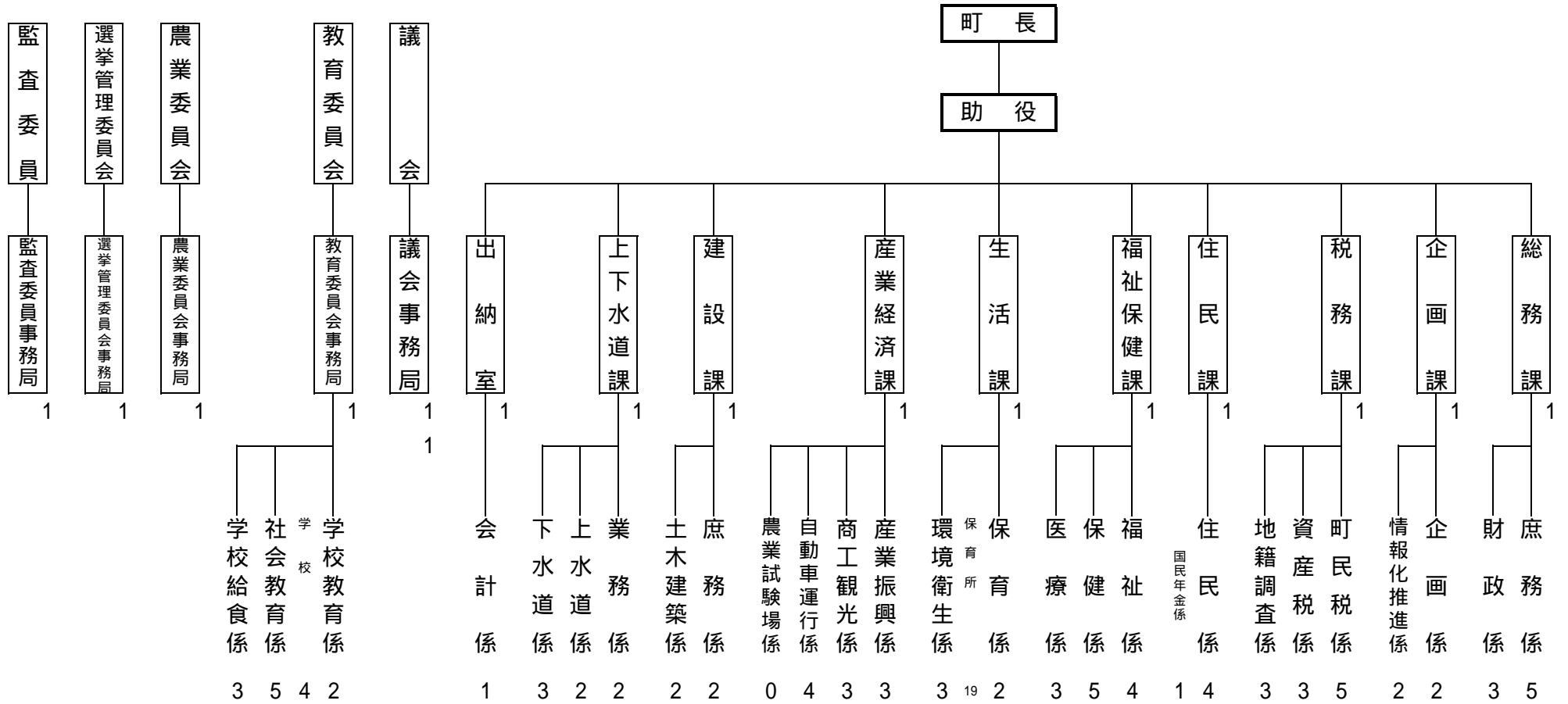
音戸町行政機構図

H15.4.1現在



倉橋町組織図及び職員数に関する調べ

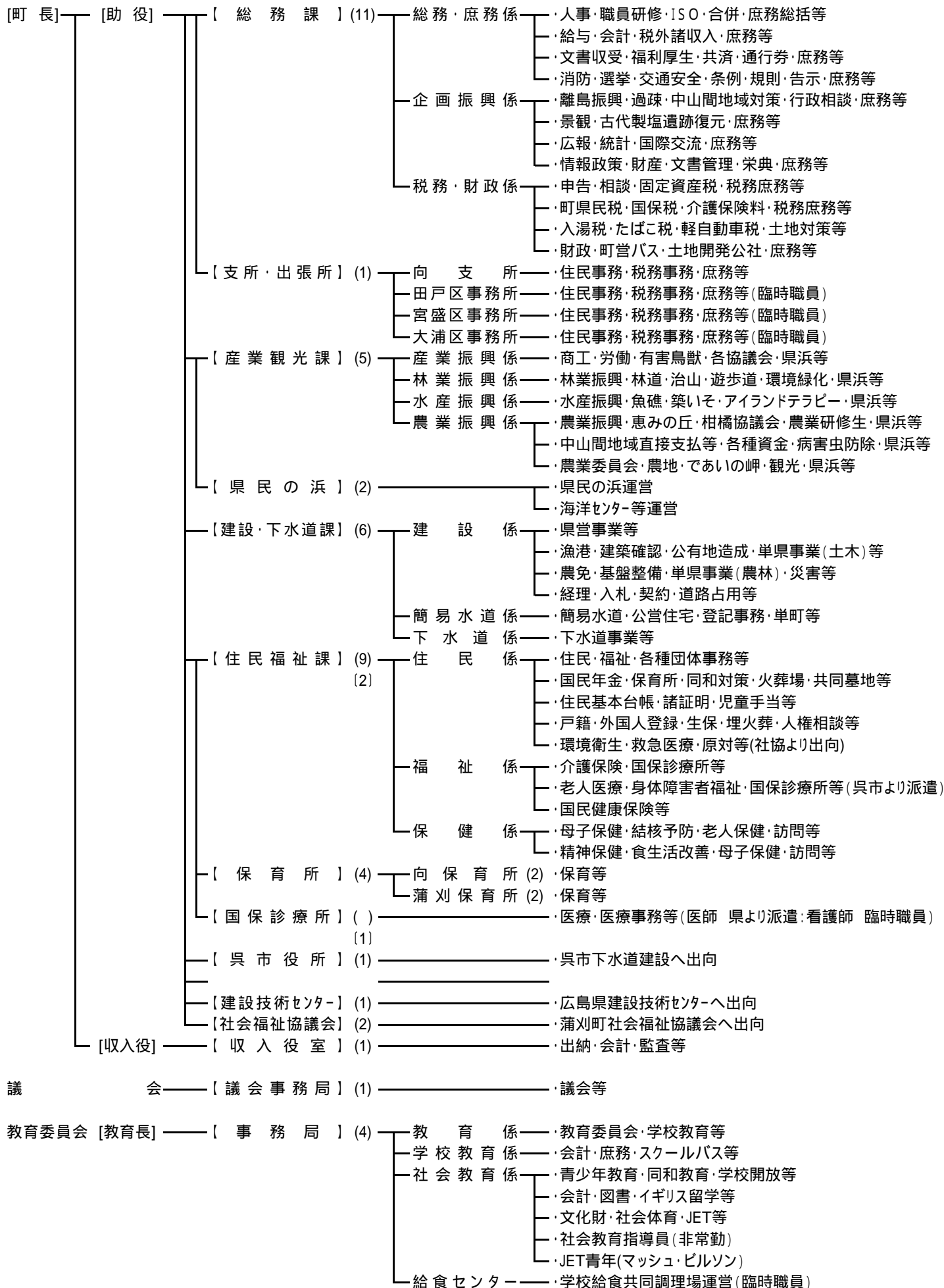
平成15年4月1日



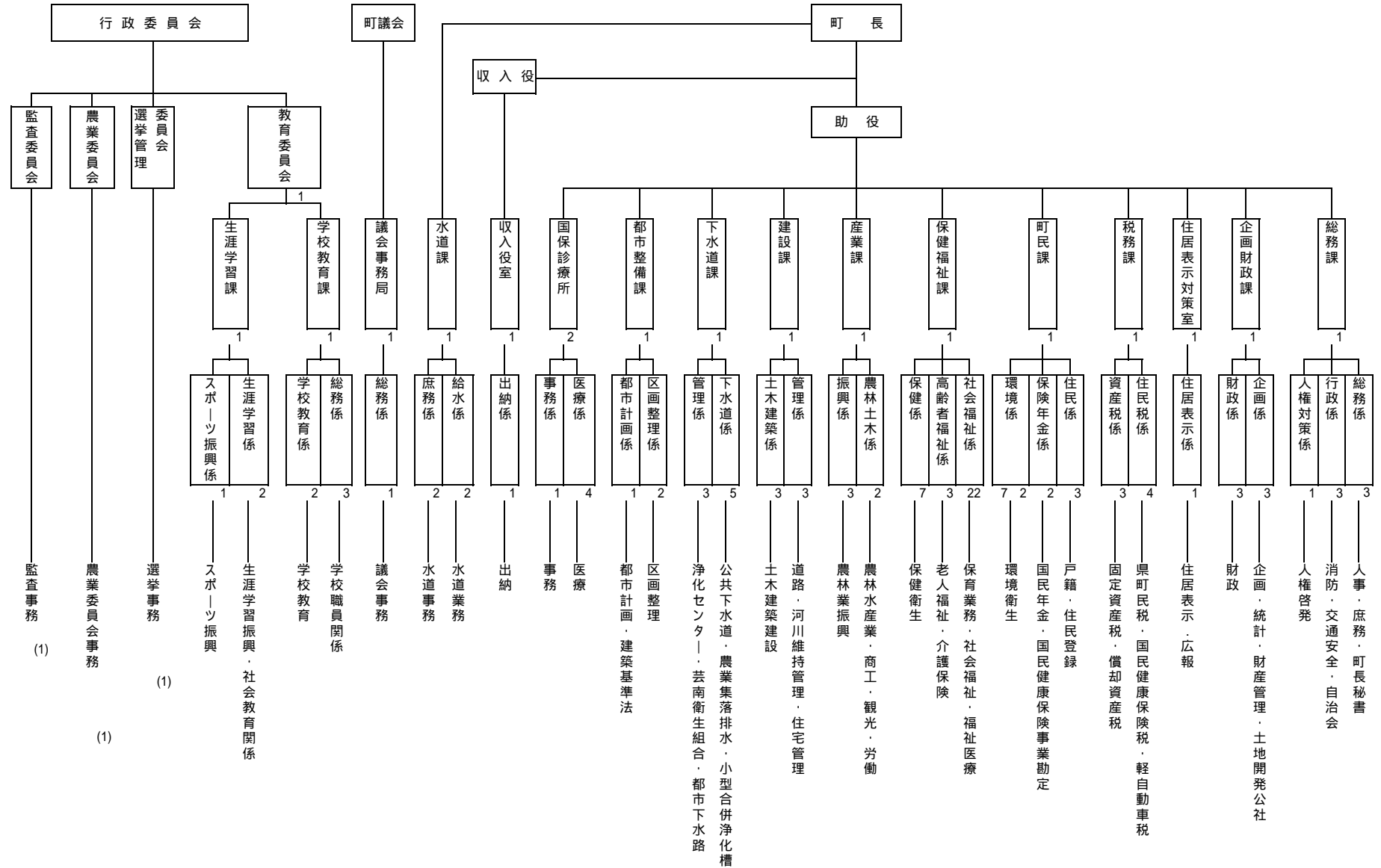
中2 —— 小2

蒲刈町行政機構図

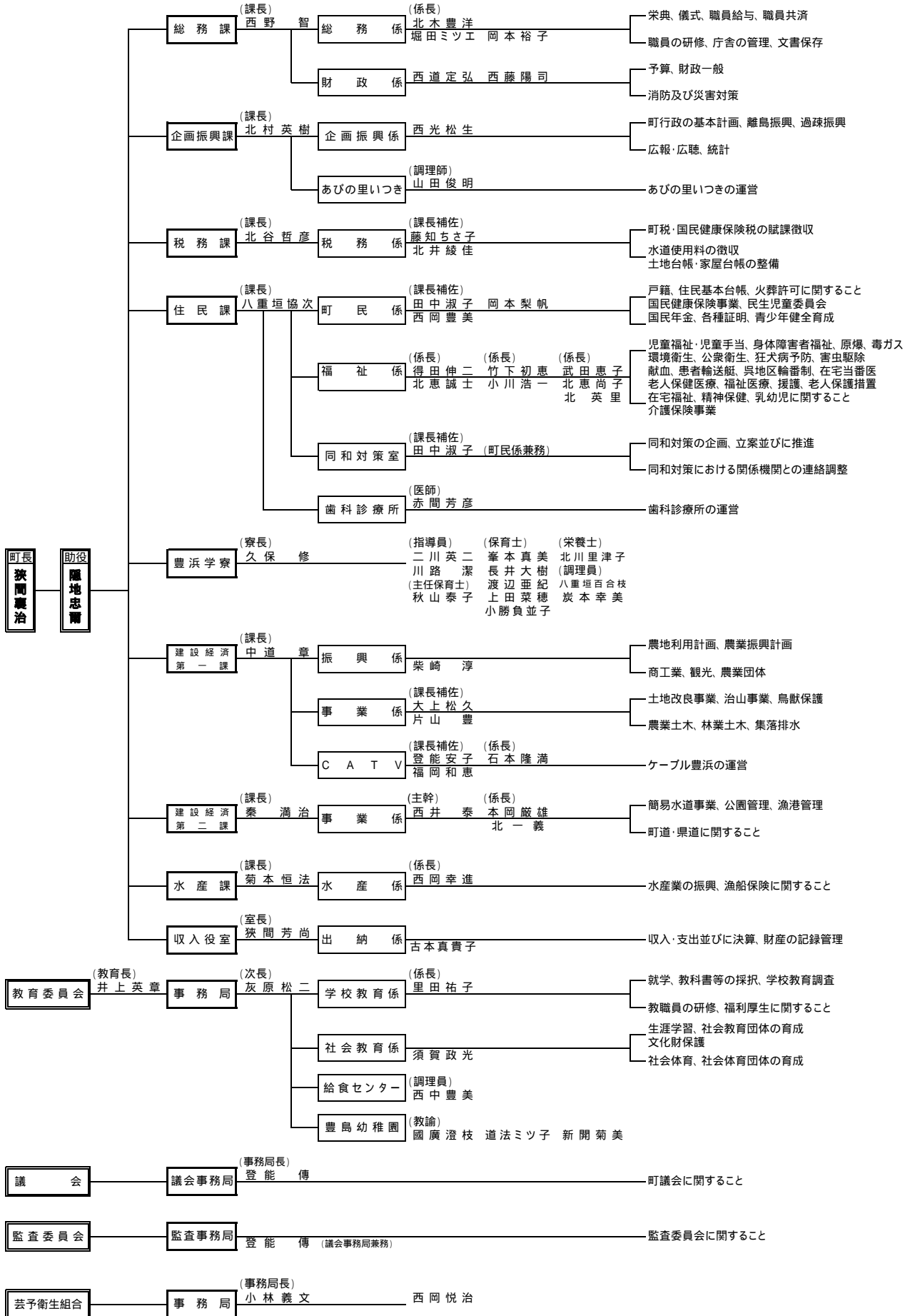
2003(H15)年4月1日



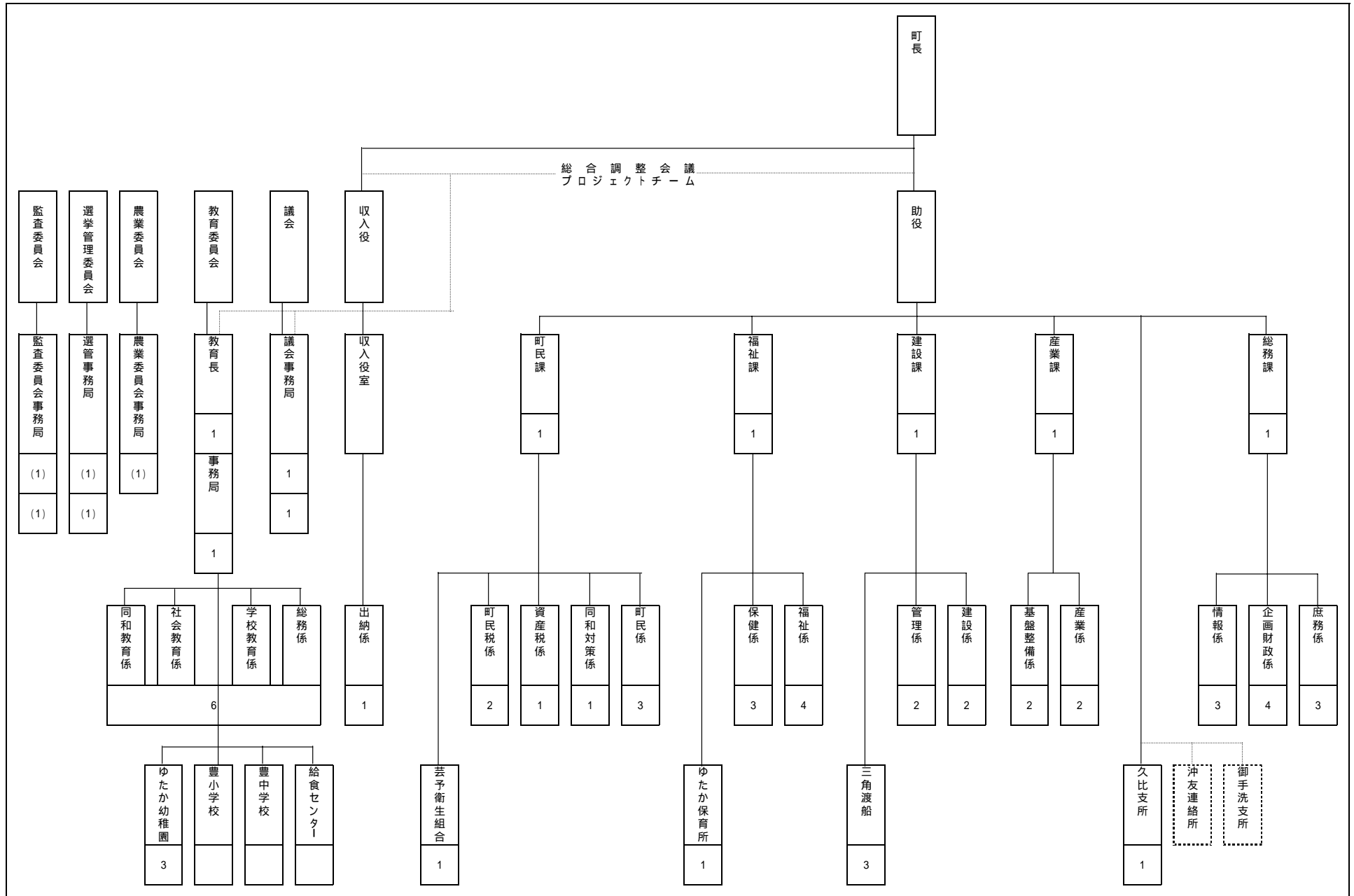
安浦町組織図及び職員数に関する調べ(H15.4.1)



豊浜町の組織図 (平成15年7月1日現在)



豊町の組織図及び職員数(平成15年4月1日)



合併に伴う支所等の現地組織の概要(案)

<本庁組織>

<合併後、各町地域の現地組織>

市民部

1 支所

各支所管内の住民に密接な事務を行うほか、住民の利便性を確保するため本庁関係各事務の連絡、取次ぎを行います。

また、支所に寄せられた住民要望や意見についても、本庁担当部署と連絡・調整を行います。

主な所掌事務(取り扱い業務)	
1 住民票・戸籍に関すること	住民票の交付・住民異動届出の受付 印鑑登録の受付、印鑑登録証明書の交付、戸籍謄抄本の交付、戸籍の届出の受付(出生届や婚姻届) 外国人登録原票記載事項証明の交付など
2 市税に関すること	市税の収納、納付書の発行、所得証明、納税証明、土地・家屋の評価証明、原動機付自転車・小型特殊自動車の標識交付
3 福祉(高齢者・障害者・児童など)に関すること	敬老優待証、紙おむつ助成券、身体障害者手帳、児童手当、児童扶養手当、乳幼児医療、ひとり親家庭医療など
4 国民年金・国民健康保険に関すること	国民年金・国民健康保険・老人医療の各種申請・届出の受付、各種相談
5 保健に関すること	原爆被爆者健康管理手当申請の受付、母子健康手帳の交付、犬・猫の引取り、避妊・去勢補助申請受付など
6 その他	広報、広聴、陳情の受付など 死体火葬許可・斎場(火葬場)使用許可など 地区自治連合会など各種団体の支援

福祉保健部

経済部

土木建設部

下水道部

水道局

など

2 住民の利便性確保及び地域振興を図るためのもの

地区住民の利便性確保や各種行政事務執行の効率化を図るため、当面、本庁機能・事務の一部を担当する組織を現地に設置します。

【想定される事務】



この各町の現地で所掌する本庁機能・事務や、現地組織の形態については、各町の現状や特殊事情を考慮し、個別に調整を行います。

3 各町の各種施設の運営に対応するもの

保育所、学校、公民館などや、更に各町の特色あるまちづくりの中で整備された各種施設については、現状を考慮し、その適正な運営等を行うため、本庁各部署の一部として位置付け、必要に応じ職員配置を行います。

各市町の主な公共的団体等

呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町
----	-----	-----	-----	-----	-----	----

(1) 産業経済団体

呉市土地開発公社	音戸町土地開発公社	倉橋町商工会	蒲刈町土地開発公社	安浦町土地開発公社	豊浜町商工会	豊町商工会
呉商工会議所	音戸町商工会	倉橋島漁業協同組合	蒲刈町商工会	安浦町商工会	大崎下島漁業協同組合	豊町観光協会
吉浦漁業協同組合	音戸漁業協同組合	倉橋西部漁業協同組合	蒲刈町観光協会	安浦町観光協会	豊浜町漁業協同組合	大崎下島漁業協同組合
阿賀漁業協同組合	田原漁業協同組合	海運組合倉橋支部	蒲刈漁業協同組合	安浦漁業協同組合	J A 広島ゆたか	豊浜町漁業協同組合
広漁業協同組合	早瀬漁業協同組合	(財)倉橋まちづくり公社	下蒲刈漁業協同組合	柑橘同志会	豊浜町食品衛生協会	J A 広島ゆたか
仁方漁業協同組合	早瀬船主組合	倉橋町財産区管理会 等	蒲刈海運組合	椎茸研究会	豊浜町土地改良区 等	広島県果樹研究同志会下島支部 等
呉地域観光連絡協議会	海運組合大音倉支部		蒲刈町農業生産組合	特産品協会		
呉観光協会 等	音戸町花き組合 等		蒲刈町柑橘振興協議会 等	朝市協議会 等		

(2) 厚生社会事業団体

呉市社会福祉協議会	音戸町社会福祉協議会	倉橋町社会福祉協議会	蒲刈町社会福祉協議会	安浦町社会福祉協議会	豊浜町社会福祉協議会	豊町社会福祉協議会
呉市シルバー人材センター	高齢者能力開発協会	倉橋町老人クラブ連合会	蒲刈町老人クラブ連合会	安浦町高齢者能力活用協会	豊浜町老人クラブ連合会	豊町老人クラブ連合会
呉市老人クラブ連合会	音戸町老人クラブ連合会	家族会(精神障害者)	蒲刈町身体障害者の会	安浦町老人クラブ連合会	豊浜町消防団	身体障害者福祉協議会
呉市消防団	家族会(精神障害者)	みかげの会(障害児支援団体)	蒲刈町消防団	安浦町消防団 等	豊浜町民生委員児童委員協議会	豊町心身障害者父母の会
呉市民生委員児童委員協議会	太陽の会(障害児支援団体)	倉橋町消防団 等	蒲刈町民生・児童委員協議会		豊浜町遺族会	豊町消防団
呉市交通安全推進協議会連合会	音戸町消防団 等		蒲刈町遺族会		豊浜町母子寡婦福祉協議会	豊町民生委員児童委員協議会
呉交通安全協会			蒲刈町保護者会連合会		木江地区交通安全協会豊浜支部	豊町遺族会
呉市公衆衛生推進協議会			蒲刈町母子会		豊浜町公衆衛生推進協議会 等	豊町交通安全協会
呉地区保護司会			蒲刈町原爆被爆者の会			豊町公衆衛生推進協議会
呉地区更生保護婦人会			蒲刈町交通安全協会			豊町食生活改善推進員協議会
呉市赤十字奉仕団			蒲刈町公衆衛生協議会			豊町食品衛生協会 等
呉市母子寡婦福祉連合会			蒲刈町食生活改善推進委員会			
呉市遺族連合会 等			蒲刈町食品衛生協議会 等			

(3) 教育・文化・スポーツ団体

呉市女性連合会	音戸町女性連合会	倉橋町女性連合会	蒲刈町女性連合会	安浦町女性連合会	豊浜町女性連合会	豊町女性会
呉市PTA連合会	音戸町PTA連合会	倉橋町PTA連合会	蒲刈町PTA連合会	安浦町PTA連合会	豊浜町PTA連合会	豊町PTA連合会
呉市子ども会連合会	音戸町子ども会連合会	倉橋町子ども会連合会	小学校子ども会	安浦町子ども会連合会	豊浜町子ども会育成連合会	豊町子供会育成会連合会
呉ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会	音戸町文化協会	倉橋町文化団体連合会	蒲刈町体育協会	安浦町文化団体連絡協議会	豊浜町教育文化会	豊町文化協会
呉少年合唱団	音戸町体育協会	倉橋町体育協会	蒲刈町スポーツ少年団	安浦町体育協会	豊浜町体育協会 等	豊町体育協会 等
呉市文化振興財団	音戸町スポーツ少年団	倉橋町スポーツ少年団 等	蒲刈剣友会	(財)安浦町生涯学習振興財団 等		
蘭島文化振興財団	清盛スポーツクラブ		蒲刈町ソフトボール協会			
呉市文化団体連合会	清盛祭保存会		蒲刈町ゲートボールの会 等			
呉市体育協会	音戸の舟唄保存会					
呉市体育振興財団 等	清盛大鼓保存会 等					

呉地域将来ビジョン

まちづくりの目標

瀬戸内海の多彩な資源を活かした海洋都市圏の形成
産・学・住・遊のバランスのとれた都市的空間が享受できる都市の形成

まちづくりの基本方針

だれもが活躍できる健康福祉都市の形成
人にやさしい環境共生・教育文化都市の形成
多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成
持続的活力を持つ海洋交流都市の形成
効率的・効果的な行財政運営

広島都市圏との連携

高速交通ネットワークとの連結

東西都市交通軸
産業・港湾・観光・交流機能の充実

安芸灘諸島連絡交通軸
産業・港湾・観光・交流機能の充実

南北都市交通軸
産業・港湾・観光・交流機能の充実

倉橋島地域

安芸灘地域

瀬戸内歴史絵巻観光ゾーン

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| ● 産業拠点 | — 高規格幹線道路 | ⋯ 整備・計画道路 |
| ● 観光・交流拠点 | — 地域高規格道路 | ➡ 主要な地域連携軸 |
| ● JR 駅 | — 国道 | — 呉環状内周道路 |
| ● インターチェンジ | — 主な県道 | — 呉環状外周道路 |

